



上訴審における訴訟事件の概況

これまでに公表した報告書では、主として事件票のデータに基づき、地方裁判所における第一審訴訟事件の審理期間の状況等について分析を行っているが、第2回報告書では、高等裁判所における控訴審訴訟事件の審理の状況についても分析を行い、第4回報告書では、最高裁判所における上告審訴訟事件についても分析を行った。

本報告書では、裁判所における事件処理の全体像を概観すべく、平成24年に終局した高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件について¹、統計データの分析を行い、その概況を明らかにする。

¹ それぞれの手続の流れに関する詳細は、民事控訴審訴訟事件については第2回報告書113頁から114頁まで、刑事控訴審訴訟事件については第2回報告書289頁から290頁まで、民事上告審訴訟事件については第4回報告書概況編202頁から204頁まで、刑事上告審訴訟事件については、第4回報告書概況編236頁から237頁まで参照。

1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

1. 1 民事訴訟事件の概況

○ 平均審理期間等

【表1】は、民事控訴審訴訟事件²の事件数及び平均審理期間を示したものである。これによれば、平成24年における民事控訴審訴訟（全体）³については、既済件数は1万8986件、平均審理期間⁴は5.4月であり、民事控訴審訴訟（過払金等以外）については、既済件数は1万2013件、平均審理期間は5.8月である。

【図2】は、事件類型別の事件の数及び平均審理期間を示したものである。事件の数は、「金銭のその他」（6278件）、「その他の損害賠償」（4249件）の順に多い。また、平均審理期間は、「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」及び「公害差止め」が比較的長くなっているが、これらの訴訟は、審理及び判断に専門的知見を要し、事案が複雑困難であるため、控訴審において主張の補充、追加等があったときは、争点整理手続に付するまでの必要はなくても、口頭弁論期日で当事者に主張、反論等を尽くさせておく必要があることが少なくなく、そのため口頭弁論期日の回数が多くなり、審理期間も長くなるものと考えられる⁵（これらの傾向は、平成18年にみられた傾向とおおむね変わらない（第2回報告書120頁【図13】参照）。）。

なお、過払金返還請求訴訟が多く含まれていると考えられる「金銭のその他」の平均審理期間は、4.6月であり、他の事件類型のそれと比較して短く⁶、また、民事控訴審訴訟（全体）の5.4月、民事控訴審訴訟（過払金等以外）の5.8月よりも短い（【図5】）。このことから、過払金返還請求訴訟は、控訴審においても他の事件類型と比較して早期に終局することが多いと考えられる。

【表1】 事件数及び平均審理期間（民事控訴審訴訟（全体）及び民事控訴審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事控訴審訴訟（全体）	民事控訴審訴訟（過払金等以外）
事件数	18,986	12,013
平均審理期間(月)	5.4	5.8

² 本報告書では、地方裁判所が第一審としてした民事訴訟事件の終局判決及び家庭裁判所が第一審としてした終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。なお、同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

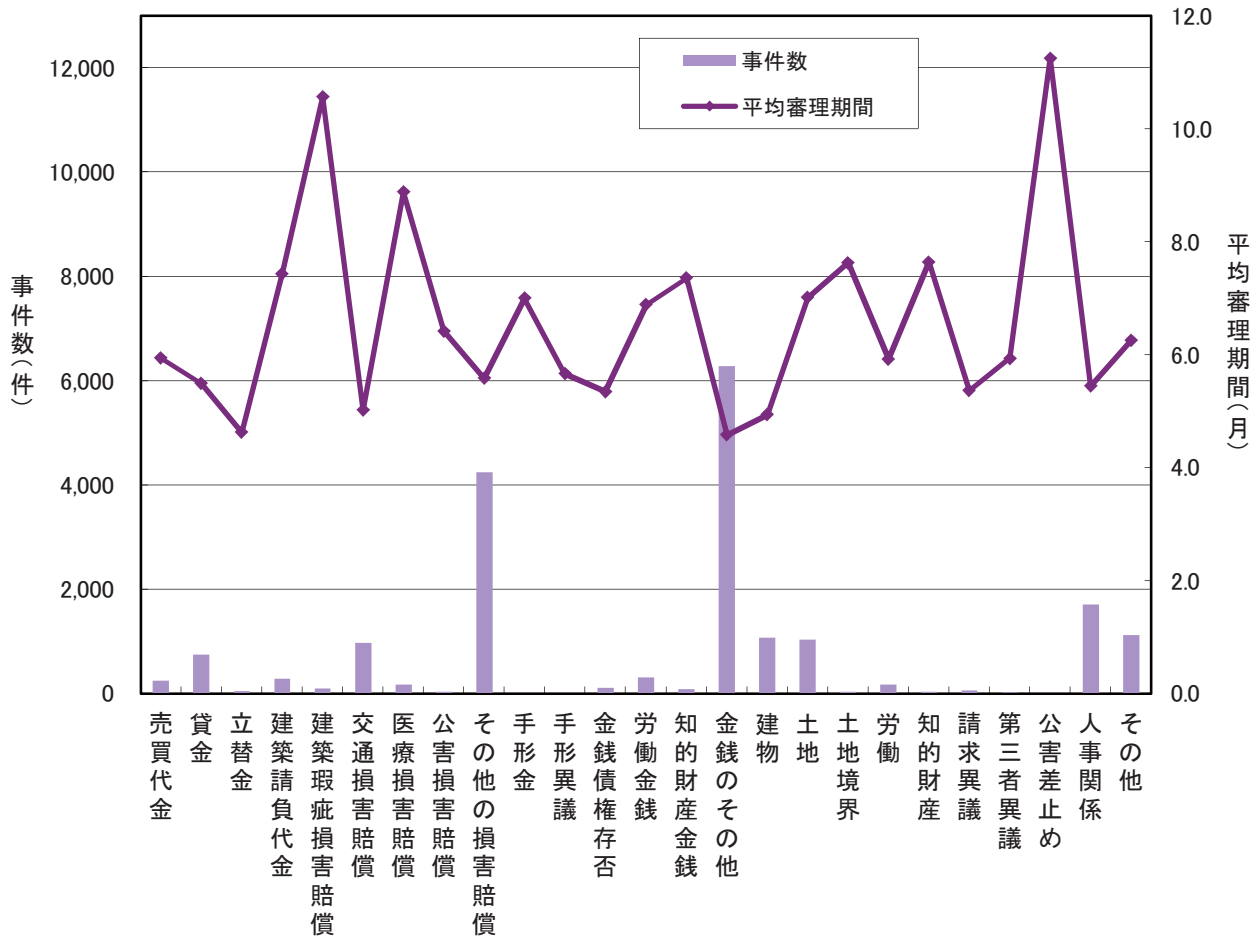
³ 多くの過払金返還請求訴訟の事件名である「不当利得返還請求事件」や「過払金返還請求事件」が多く含まれる事件類型（以下「金銭のその他」等という。）を、民事控訴審訴訟事件から除外したものを、「民事控訴審訴訟（過払金等以外）」と表記し、これと比較して民事控訴審訴訟事件全体を表す場合には、「民事控訴審訴訟（全体）」と表記する。

⁴ 民事控訴審訴訟事件の平均審理期間とは、控訴審記録受理から控訴審終局までの期間の平均である。したがって、控訴状の提出から控訴審記録受理までの期間は含まれていない。

⁵ 詳細は、第2回報告書120頁脚注8参照。

⁶ ただし、立替金（4.6月）及び離縁（4.5月）は除く。もっとも、これらの事件数は立替金が51件、離縁が43件と、少ないものであることに留意する必要がある。

【図2】 事件類型別の事件数及び平均審理期間(民事控訴審訴訟)



事件の種類	事件数	平均審理期間(月)
総数	18,986	5.4
金		
売買代金	249	5.9
貸金	753	5.5
立替金	51	4.6
建築請負代金	285	7.4
建築瑕疵損害賠償	105	10.6
交通損害賠償	976	5.0
医療損害賠償	180	8.9
公害損害賠償	31	6.4
その他の損害賠償	4,249	5.6
手形金	10	7.0
手形異議	9	5.7
金銭債権存否	106	5.3
労働金銭	318	6.9
知的財産金銭	92	7.4
金銭のその他	6,278	4.6

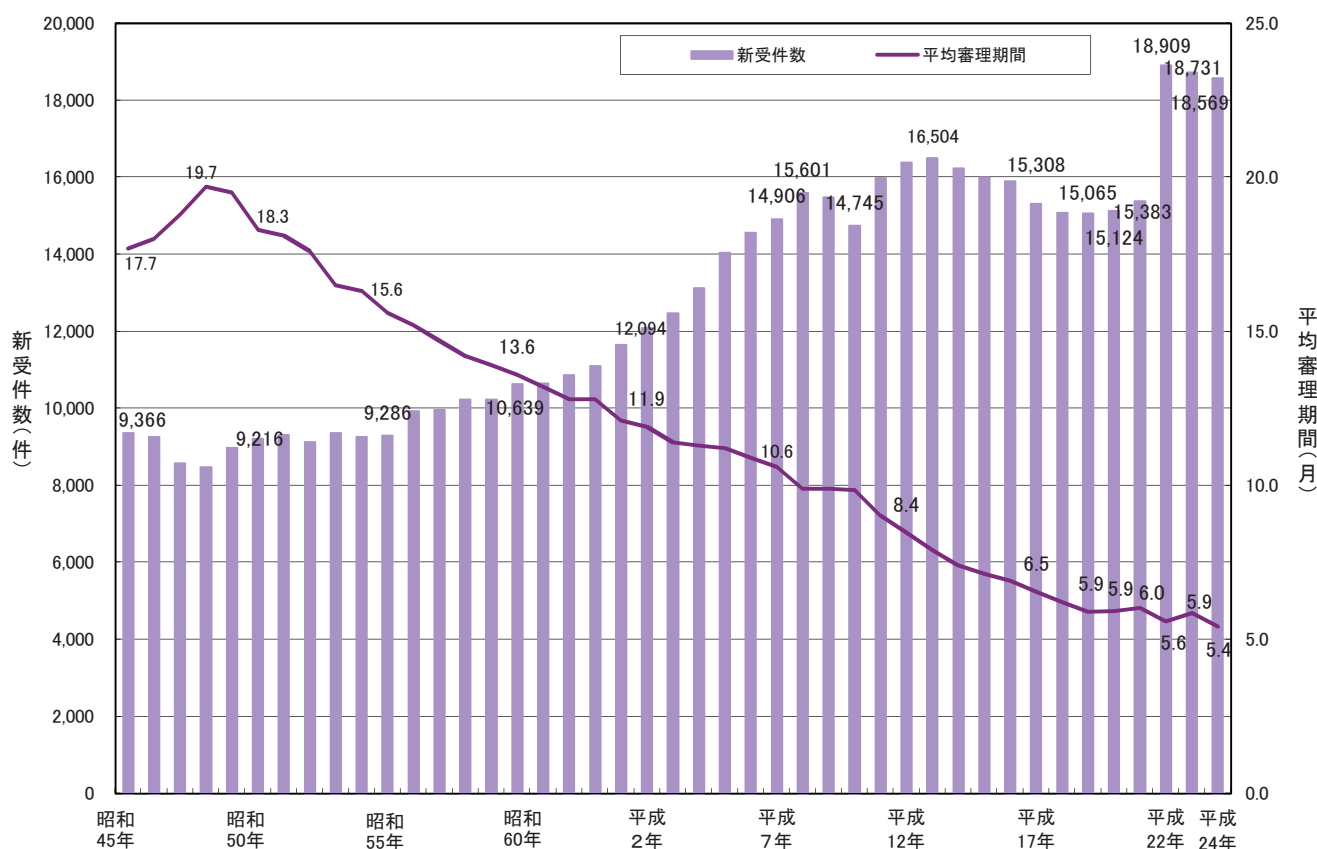
事件の種類	事件数	平均審理期間(月)
建物	1,072	4.9
土地	1,041	7.0
土地境界	35	7.6
労働	179	5.9
知的財産	43	7.6
請求異議	66	5.4
第三者異議	24	5.9
公害差止め	2	11.3
人		
離婚	1,536	5.5
離縁	43	4.5
認知	17	4.8
親子関係	29	4.7
人事のその他	86	5.0
その他	1,121	6.3

【図3】は、民事控訴審訴訟（全体）の新受件数と平均審理期間の推移を示したもので、【図4】は、民事控訴審訴訟（全体及び過払金等以外）の新受件数の推移を示したものである。これらによれば、新受件数は、平成13年（1万6504件）まではおおむね増加傾向にあったが、平成14年以降緩やかに減少した。平成18年に下げ止まりの傾向を示し、同年以降はおおむね横ばいの状態が続いていたが、平成22年は、前年（1万5383件）から急増して1万8000件台となり、同年以降同程度の高い水準で推移している。その内訳を【図4】において見ると、民事控訴審訴訟（過払金等）の新受件数について、平成15年から平成21年まで4000件前後で推移していたが、平成22年に7702件に急増して以降、高い水準となっており、ほぼ全体の new 受事件数の増加幅と一致する。以上によれば、近時の新受件数の急増は、「金銭のその他」（具体的には過払金返還請求訴訟）の控訴事件が急増したことによるものといえる。

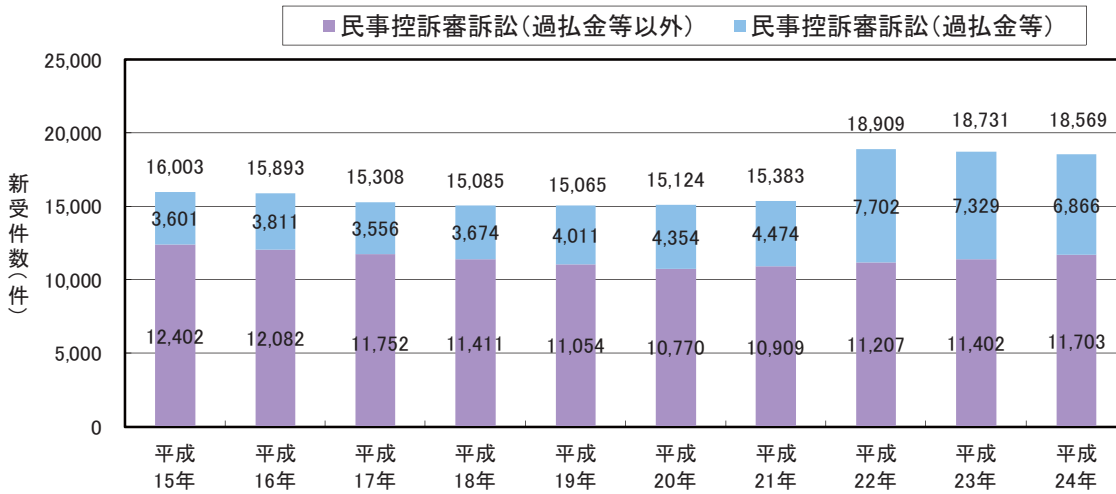
また、【図3】によれば、民事控訴審訴訟（全体）の平均審理期間は、昭和48年（19.7月）から平成19年（5.9月）まで一貫して減少を続け、同年以降は横ばいで推移したが、平成22年には前年（6.0月）から5.6月まで短縮化した。これは、平成22年に、控訴審においても他の事件類型と比較して早期に終局することが多い過払金返還請求訴訟が増加したことによる影響と考えられる。平成23年には5.9月と前年より若干長期化しているが、これは、平成22年の大手貸金業者の会社更生手続開始により同社を被告とする過払金返還請求訴訟は中断したが、平成23年に更生計画が認可され、中断により長期間係属していた同訴訟が相当数終局し、そのことが平均審理期間を押し上げる要因の一つとして働いたものと考えられるところであり、平成24年には再び5.4月に短縮化した。

なお、平成24年の民事控訴審訴訟（全体）の平均審理期間（5.4月）は民事第一審訴訟（全体）のそれ（7.8月。前掲Ⅱ1. 1. 1【表1】参照）よりも短くなっているが、これは、控訴審の審理が、既に第一審でされた審理及び判決を前提に行われるためであると考えられる。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事控訴審訴訟(全体))

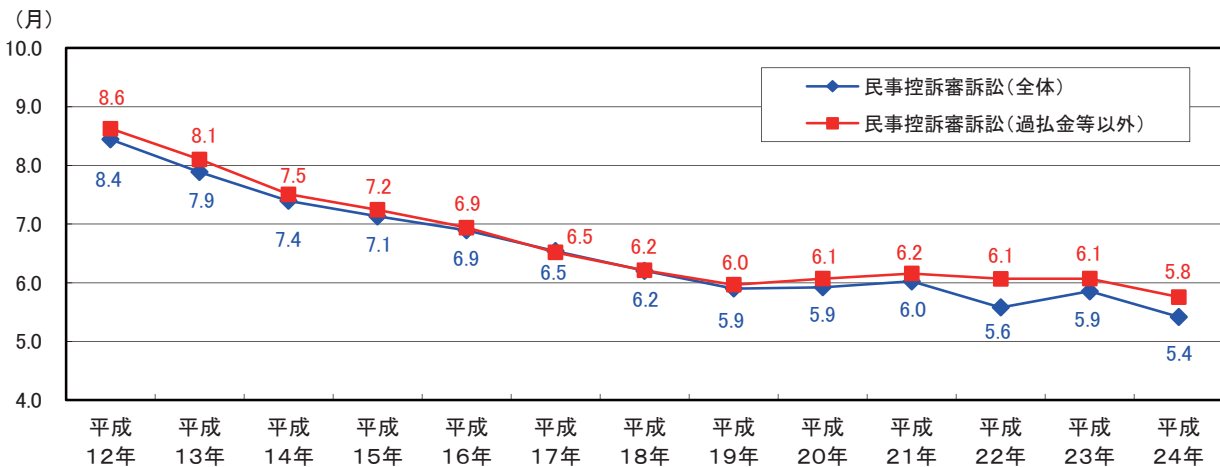


【図4】 新受件数の推移(民事控訴審訴訟(全体)及び民事控訴審訴訟(過払金等以外))



【図5】は民事控訴審訴訟(全体)と民事控訴審訴訟(過払金等以外)の平均審理期間の推移を比較して示したものである。平成24年の民事控訴審訴訟(全体)の平均審理期間は5.4月であるのに対し、民事控訴審訴訟(過払金等以外)の平均審理期間は5.8月である。また、平均審理期間の推移をみると、平成21年までは、民事控訴審訴訟(全体)と民事控訴審訴訟(過払金等以外)との差は、あっても0.2月までの範囲でとどまっていたが、平成22年には0.5月、平成24年には0.4月と大きくなっている。控訴審の審理が、既に第一審でされた審理及び判決を前提に行われるという性質上、民事控訴審訴訟(全体)と民事控訴審訴訟(過払金等以外)との平均審理期間の差は第一審ほどは生じにくいと考えられるところであるが、平成22年及び平成24年は過払金返還請求訴訟の控訴事件が急増したことにより、統計上、民事控訴審訴訟(全体)の平均審理期間の減少幅が大きくなり、民事控訴審訴訟(全体)と民事控訴審訴訟(過払金等以外)の差が大きくなって表れたと考えられる。平成23年については、【図3】に関して説明した事情もあり、民事控訴審訴訟(全体)と民事控訴審訴訟(過払金等以外)の差がこれらの年よりも小さくなったものと考えられる。

【図5】 平均審理期間の推移(民事控訴審訴訟(全体)及び民事控訴審訴訟(過払金等以外))



○ 審理期間別の事件数等

【表6】は、審理期間別の事件数及び事件割合を示したものである。

民事控訴審訴訟事件については、総数（1万8986件）の24.6%が3月以内に、総数の54.7%が3月超6月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は総数の0.8%にとどまっている。第2回報告書でも指摘したとおり、控訴審は、当事者の少なくとも一方が第一審判決に不服のある事件のみを審理の対象とし、その意味で、基本的に争訟性が高いと考えられる事件ばかりを扱っている。にもかかわらず、約80%が6月以内に終局しているということは、第一審で十分な審理がされていたために控訴審の審理は早期に終局するケースが大半であることを表しているのではないかと考えられる（第2回報告書117頁【図7】参照）。

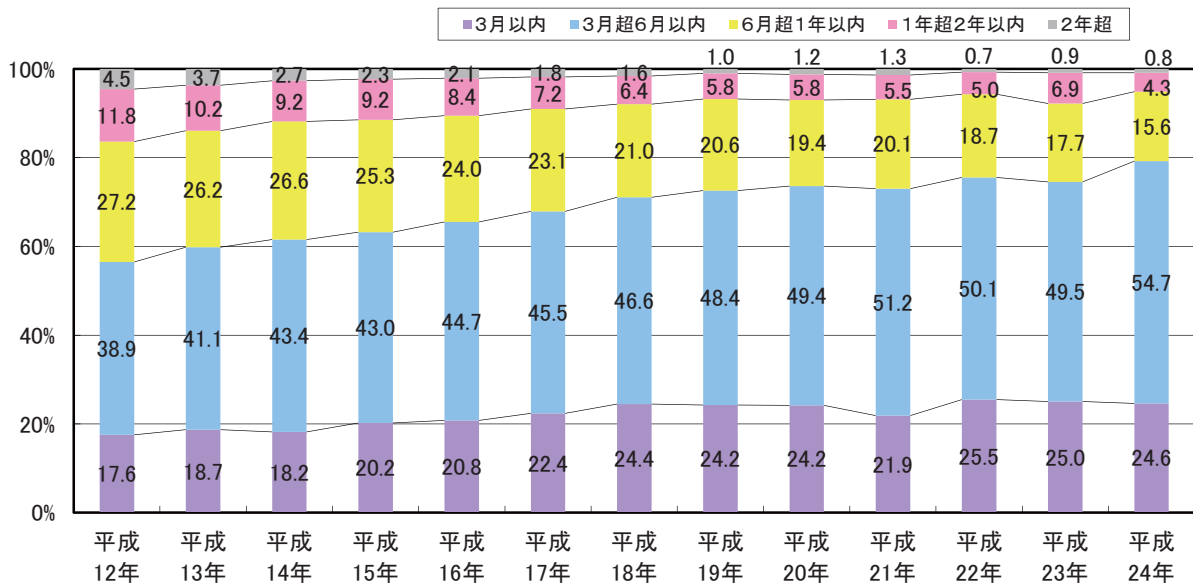
【図7】は、民事控訴審訴訟事件における審理期間別の事件割合の推移を示したものであるが、審理期間が3月以内の事件の割合はおおむね増加傾向にあり、平成12年の17.6%から平成24年の24.6%まで増加した。また、最も大きい割合を占める審理期間が3月超6月以内の事件も、平成12年（38.9%）から平成24年（54.7%）までおおむね増加傾向にある。また、2年を超える事件の割合はおおむね減少傾向にあり、平成24年は0.8%にとどまっている。

民事控訴審訴訟事件において、審理期間が6月以内に終局する事件の割合が増加したのは、第一審において充実した争点整理を行った上で争点の判断に必要な人証について集中証拠調べを行うという審理運営が定着、浸透したことや、控訴理由が実質的に問題にしている点に争点を絞り込んで集中的に審理を行うという運営がされるようになったという控訴審の在り方の変化などが、控訴審の審理期間の短縮化に寄与したためと考えられる（前掲Ⅱ1.1.2【表24】，【図5】，第2回報告書146頁参照）。

【表6】 審理期間別の事件数及び事件割合(民事控訴審訴訟事件)

終局区分	民事控訴審訴訟
事件数	18,986
平均審理期間(月)	5.4
3月以内	4,672 24.6%
3月超6月以内	10,377 54.7%
6月超1年以内	2,960 15.6%
1年超2年以内	820 4.3%
2年を超える	157 0.8%

【図7】 審理期間別事件割合の推移(民事控訴審訴訟事件)



○ 終局区分と審理期間との関係

【表8】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。

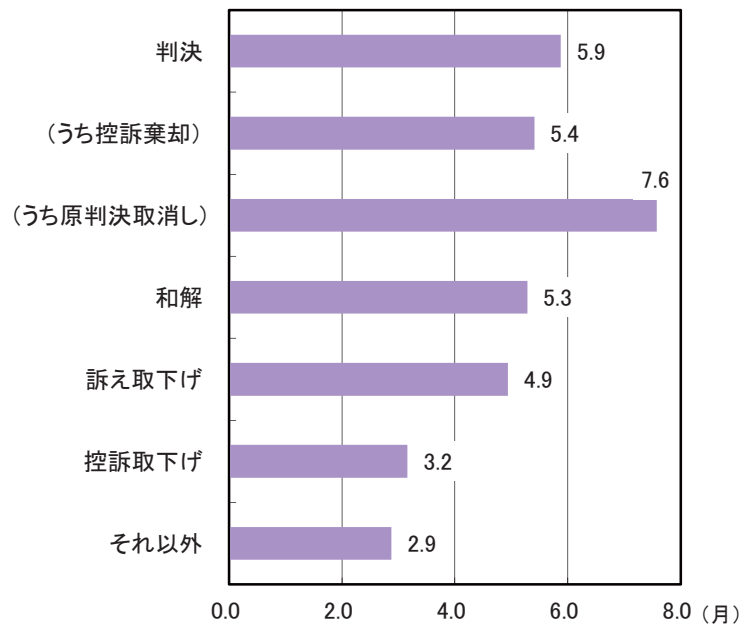
総数（1万8986件）のうち60.2%（1万1429件）が判決で、28.4%（5387件）が和解で終局している⁷。

【図9】は、終局区分別の平均審理期間を示したものである。判決で終局した事件の平均審理期間は5.9月と、ほかの終局事由と比べて長くなっており、特に審理に長期間を要すると思われる、原判決を取り消す内容の判決で終局した事件⁸の平均審理期間が7.6月と長くなっている一方、控訴棄却の判決で終局した事件の平均審理期間は5.4月となっている。以下、和解で終局した事件、訴え取下げで終局した事件、控訴取下げで終局した事件の順となっており、いずれも民事控訴審訴訟（全体）の平均審理期間である5.4月（【表1】）より短くなっている。なお、控訴審において訴え取下げで終局した事件の平均審理期間は、和解で終局した事件とほぼ同水準になっている。これらの傾向は、平成18年にみられた傾向とおおむね変わらない（第2回報告書117頁【図8】参照）。これは、第2回報告書117頁で指摘したとおり、控訴審においては、第一審での審理・判断を踏まえて実質的な和解が成立した結果、訴えが取り下げられることも少なくないことが一因となっている可能性が考えられる。

【表8】 終局区分別の事件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

終局区分	民事控訴審訴訟
総数	18,986
判決	11,429 60.2%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	8,839 77.3%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	2,493 21.8%
和解	5,387 28.4%
訴え取下げ	303 1.6%
控訴取下げ	1,442 7.6%
それ以外	425 2.2%

【図9】 終局区分別の平均審理期間（民事控訴審訴訟事件）



⁷ なお、【表8】の「それ以外」に当たる場合としては、控訴提起手数料が納付されない場合に控訴審の裁判長が命令で控訴状の却下（民事訴訟法288条、137条）をしたケース、控訴状は第一審裁判所に提出しなければならないところ（同法286条1項）、誤ってこれが控訴裁判所に提出された場合に、控訴裁判所が事件を第一審裁判所に移送する決定をしたケース、控訴の取下げにより附帯控訴がその効力を失い（同法293条2項）、附帯控訴事件が終了したケースなどが考えられる。

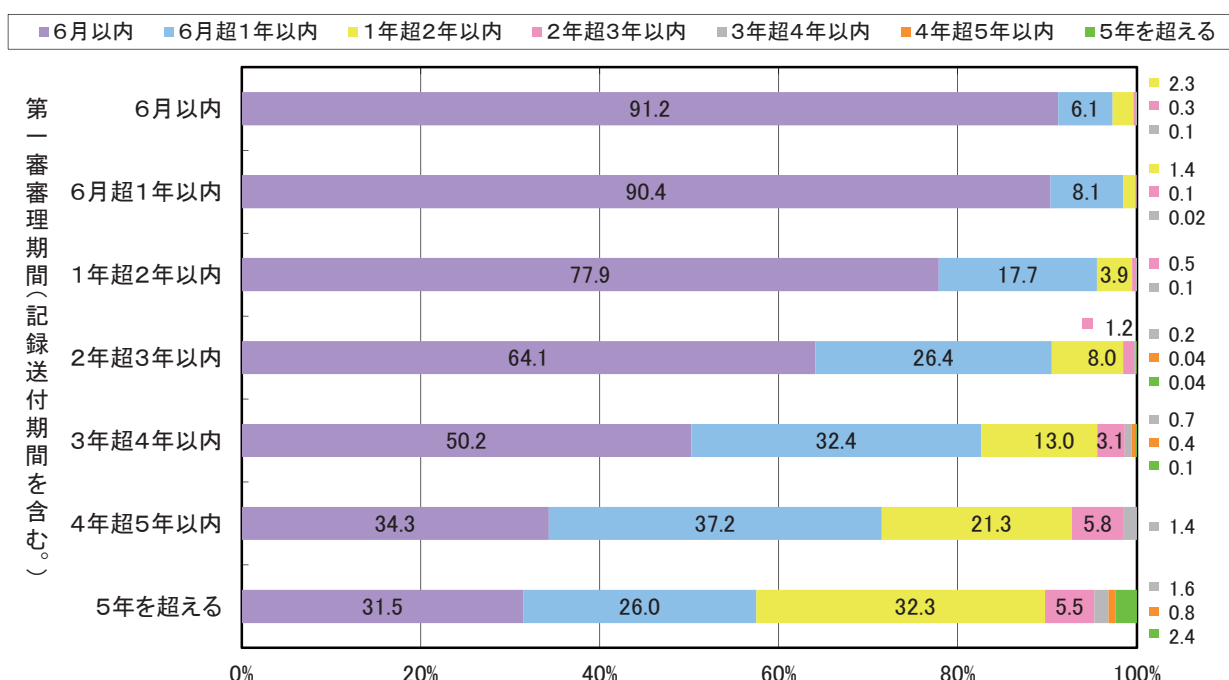
⁸ 事件票において「原判決取消し」の判決には、原判決の全部を取り消す判決だけでなく、原判決の一部を取り消す（変更する）判決も含まれる。

○ 第一審の審理期間別の控訴審の審理期間

【図10】は、第一審の審理期間別に控訴審の審理期間の分布状況を示したものである⁹。これを見ると、第一審の審理期間が長い事件ほど、控訴審における審理期間が長くなっている。

もともと、控訴審では、第一審の審理期間が2年を超え3年以内の事件のほぼ9割（90.5%）が1年以内に終局し、第一審の審理期間が3年を超え4年以内の事件、4年を超え5年以内の事件であっても、その7、8割が1年以内に終局している。これらの傾向は、平成18年に見られた傾向とおおむね変わらない（第2回報告書139頁【図44】参照）。これは、第2回報告書139頁で指摘したとおり、内容が複雑困難で第一審の審理に長期間を要した事件であっても、控訴審においては、第一審の審理及び判決を前提に効率的な審理がされ、第一審と比べて短い期間内に終局することが多いことを示唆しているのではないかと考えられる。

【図10】 第一審審理期間別の控訴審審理期間の分布状況(民事控訴審訴訟事件)



○ 訴訟代理人の選任状況

【図11】は、訴訟代理人の選任状況の推移を示したものである。これをみると、平成24年の民事控訴審訴訟事件では、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は68.2%、控訴人側のみ訴訟代理人が選任された事件の割合は7.7%、被控訴人側のみ訴訟代理人が選任された事件は17.2%、当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件は6.9%である。

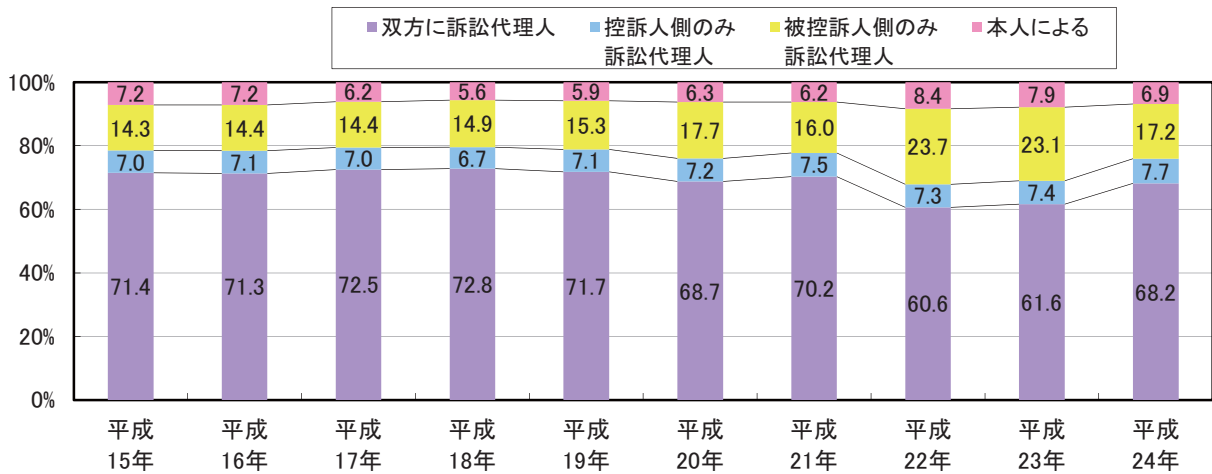
当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は民事第一審訴訟（全体）（37.6%。前掲Ⅱ1.1.2【図16】参照）と比べて著しく高い。

経年推移をみると、平成20年以降、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合はおおむね減少傾向にあ

⁹ ただし、ここで「第一審の審理期間」とあるのは、第一審受理から控訴審記録受理までの期間、すなわち、控訴があった事件について、第一審の訴え提起から控訴審の終局までの全期間から、控訴審の記録受理から終局までの期間を差し引いて算出した数値である。したがって、その期間には、第一審における審理期間のほか、第一審判決言渡し後、控訴裁判所に訴訟記録が送付されるまでの期間も加わっている。詳細については、第2回報告書139頁脚注14参照。なお、第一審の訴え提起から控訴審終局までの全期間には、附帯控訴、反訴、参加、破棄差戻し、破棄移送、移送等により受理した事件は含まれていないが、控訴審の記録受理から終局までの期間には、これらの事件が含まれている。

ったが、平成24年には増加している。被控訴人側のみ訴訟代理人が選任された事件はおおむね増加傾向にあったが、平成24年には減少している。

【図11】 訴訟代理人の選任状況の推移(民事控訴審訴訟事件)

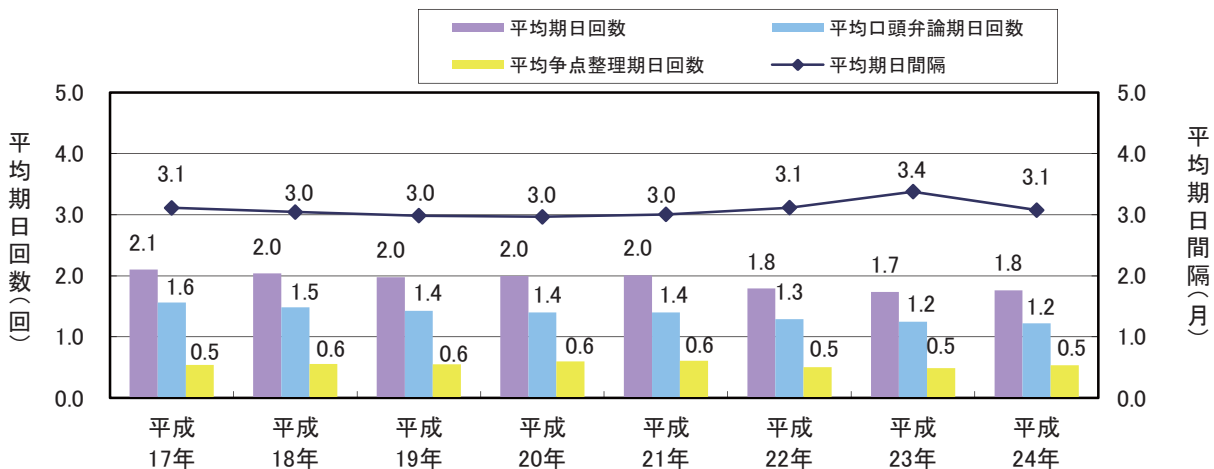


○ 審理の状況

【図12】は、平均期日回数¹⁰及び平均期日間隔¹¹の推移を示したものである。平成24年の民事控訴審訴訟事件の平均期日回数は1.8回であり、民事第一審訴訟(全体)(4.2回。前掲Ⅱ1.1.2【図17】参照)よりも少なくなっているが、これは、既に第一審で争点整理が行われ、判決まで出されているため、控訴審の段階で新たな主張がなければ、改めて期日を重ねる必要がある事件は少ないという事情によるものと考えられる。経年推移をみると、民事控訴審訴訟事件の平均期日回数は、平成17年から平成21年まではおおむね2.0回で横ばい状態であったが、平成22年に減少に転じて(1.8回)以降おおむね横ばいで推移している(平成24年は1.8回)。これは、期日を重ねることなく早期に終局する過払金返還請求訴訟の割合が高くなったことが影響していると考えられる。

平均期日間隔は、平成17年以降、3.0月から3.1月で推移していたが、平成23年に3.4月に増加した後、平成24年には3.1月と再び短縮化した。

【図12】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(民事控訴審訴訟事件)

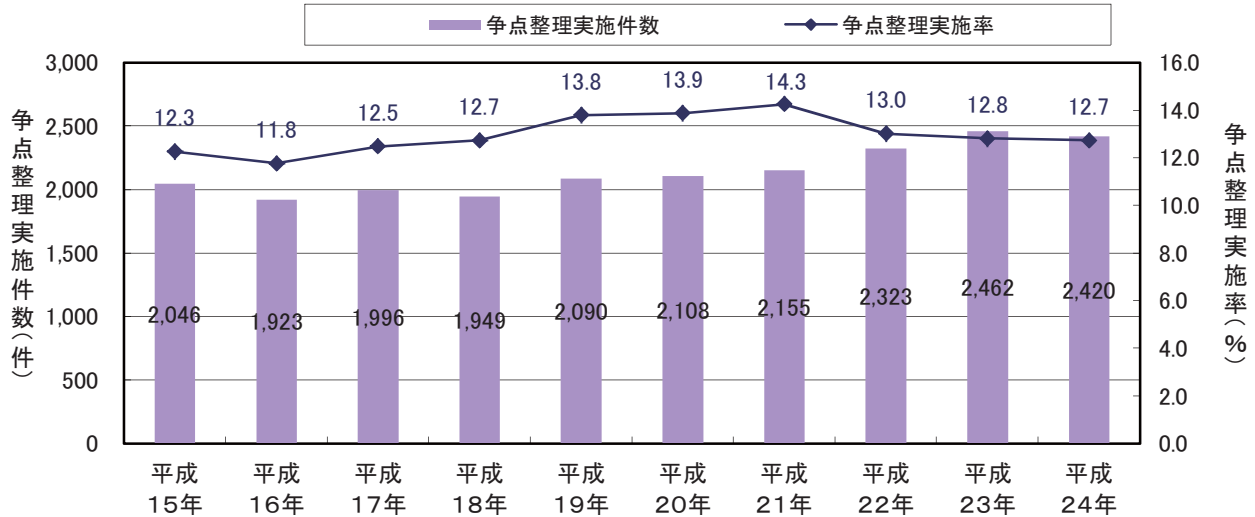


¹⁰ 前掲Ⅱ1.1.2脚注13参照。

¹¹ 前掲Ⅱ1.1.2脚注14参照。これに加えて、平均期日回数が第一審より少なく、第1回口頭弁論期日に進行協議期日等が開かれることもある控訴審では、平均期日間隔の算出においてそれらの期日の回数が含まれないことの影響(実務感覚としての期日間隔とのかい離)が大きくなっている。

【図13】によれば、民事控訴審訴訟事件の争点整理実施率は、平成16年には11.8%であったものが、平成21年の14.3%まで増加したが、平成22年に減少に転じ、平成24年には12.7%となっている。また、民事第一審訴訟（全体）（平成24年は33.9%。前掲Ⅱ 1. 1. 2【図18】参照）と比較すると、争点整理実施率は低く、この傾向は、平成18年にみられた傾向とおおむね変わらない（第2回報告書115頁【表3】参照）。これは、第2回報告書115頁で指摘したとおり、既に第一審の段階で争点整理が行われ、判決まで出されているため、控訴審の段階で新たな主張がなければ、改めて争点整理手続を実施する必要がある事件は少ないという事情によるものと考えられる。

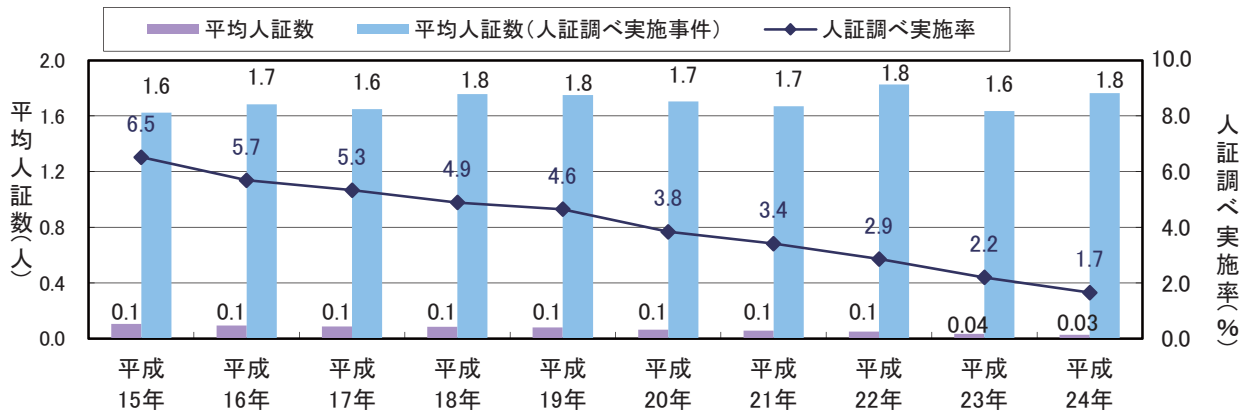
【図13】 争点整理実施件数及び争点整理実施率の推移（民事控訴審訴訟事件）



【図14】は、全事件における平均人証数、人証調べを実施した事件における平均人証数、人証調べ実施率を示したものである。これによれば、人証調べ実施率は、平成15年には6.5%であったが、その後は減少傾向にあり、平成24年は1.7%となっている。また、平均人証数は平成15年は0.1人であったが、平成24年は0.03人である。もっとも、人証調べを実施した事件の平均人証数はおおむね横ばいであり、平成24年は1.8人となっているが、民事第一審訴訟（全体）における平均人証数（2.8人）よりも少ない。

以上は、取り調べる人証は第一審において取り調べているのが通常であるため、控訴審において人証調べが必要となる事件は少ないという事情によるものと考えられる（第2回報告書116頁参照）。

【図14】 平均人証数及び人証調べ実施率の推移(民事控訴審訴訟事件)



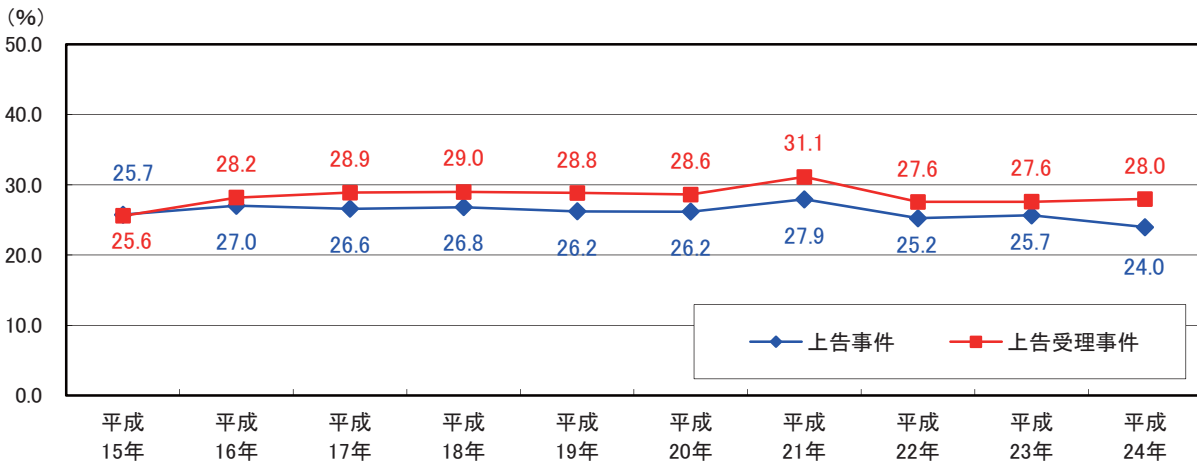
○ 上訴に関する状況¹²

【図15】によれば、最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合は、おおむね横ばいであった。

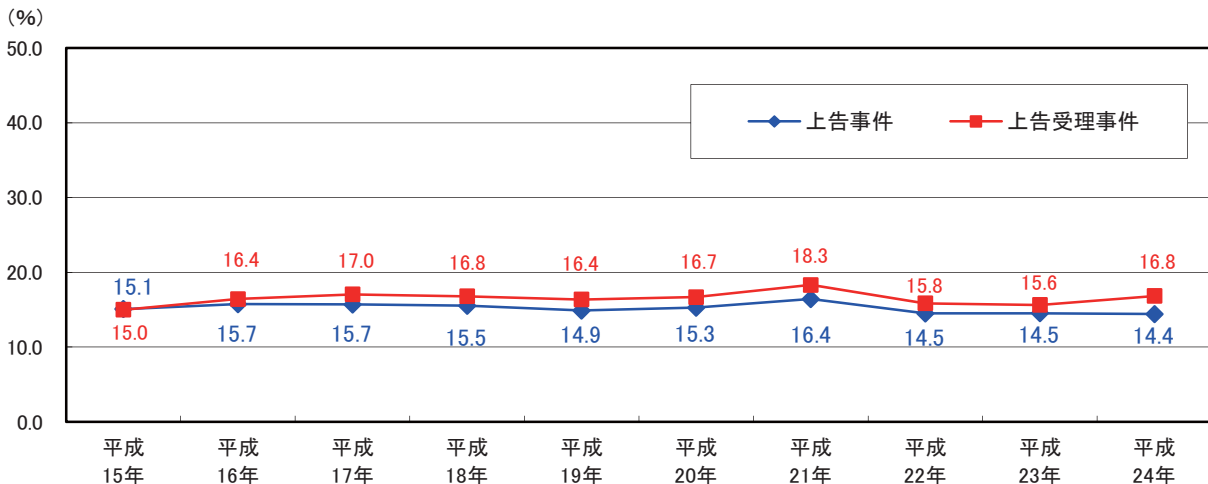
平成24年に判決で終局した民事控訴審訴訟事件のうち、上告がされたものの割合は24.0%、上告受理の申立てがされたものの割合は28.0%であり、判決以外の事由で終局した事件をも含む全事件数のうち、上告されたものの割合は14.4%、上告受理の申立てがされたものの割合は16.8%であることから、民事第一審訴訟（全体）の上訴率（19.9%）及び上訴事件割合（8.3%）（前掲Ⅱ1.1.2【図29】参照）と比べて高くなっている。

【図15】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合の推移（民事控訴審訴訟事件）

<上訴率（上告事件・上告受理事件）>



<上訴事件割合（上告事件・上告受理事件）>



※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。

上訴率は、該当する年の1月1日から12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

※ このデータには、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないもの（例えば、高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件、飛躍上告事件等）を含む。

¹² なお、第2回報告書で記載した統計データは、上告の提起又は上告受理の申立ての一方又は双方があった場合、上訴があった事件として統計処理をしたものであり、本データと直接比較することはできない（第2回報告書140頁脚注15参照）。

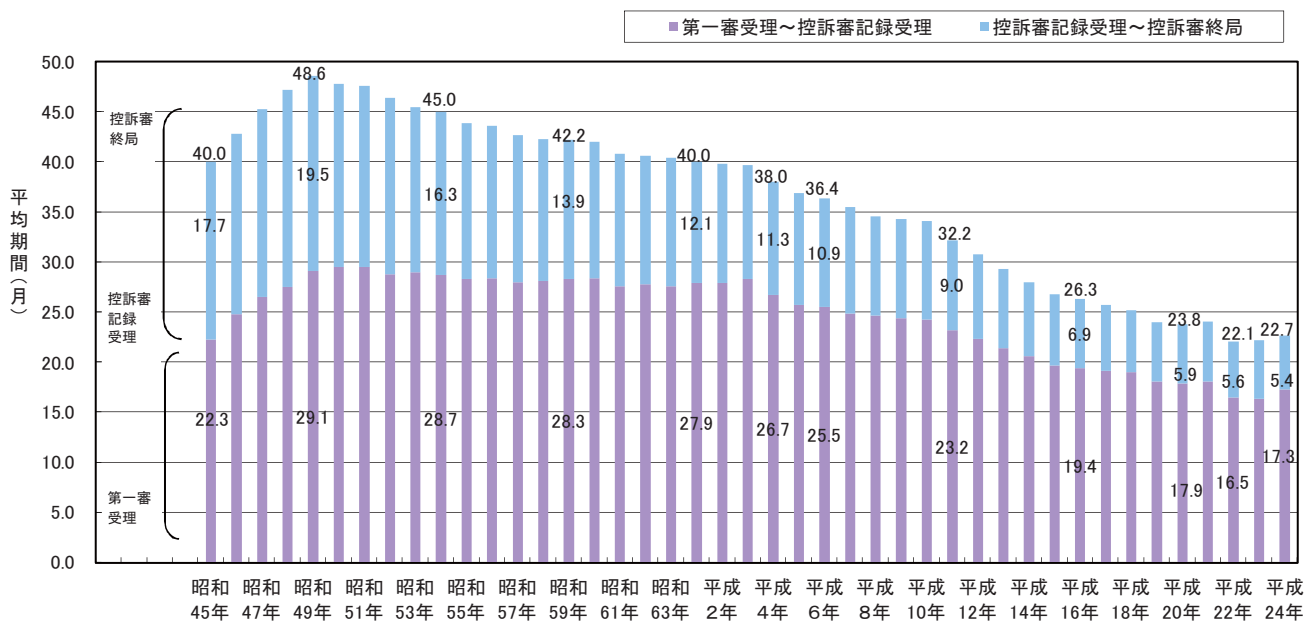
○ 第一審受理から控訴審終局までの審理期間の状況

【図16】は、①第一審受理から控訴審記録受理までの平均期間、②控訴審記録受理から控訴審終局までの平均期間、③第一審受理から控訴審終局までの平均期間（以下「控訴審までの全体審理期間」という。）及びその推移をそれぞれ示したものである。

まず、平成24年の控訴審までの全体審理期間をみると、22.7月（内訳は、第一審受理から控訴審記録受理までの期間¹³が17.3月、控訴審記録受理から控訴審終局までの期間が5.4月）となっている。平成24年の控訴審までの全体審理期間のうち、控訴審記録受理から控訴審終局までの期間が占める割合は23.8%であり、第一審受理から控訴審記録受理までの期間が大部分を占めている。

控訴審までの全体審理期間の推移をみると、昭和50年以降、おおむね短縮化傾向にあり、平成24年（22.7月）には、昭和49年（48.6月）と比べて53.3%（25.9月）短縮している。

【図16】 控訴審までの全体審理期間及びその内訳の推移（第一審受理から控訴審終局まで）
（民事控訴審訴訟事件）



【表17】は、第一審受理から控訴審終局までの期間別の事件数及び事件割合を示したものである。

これによると、第一審受理から控訴審終局までの期間が1年以内の事件は23.4%となっており、1年超2年以内の事件は42.5%、2年超3年以内の事件は22.3%であり、88.2%の事件が第一審から控訴審まで3年以内に終局している。

【表17】 第一審受理から控訴審終局までの期間別の事件数及び事件割合
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
事件数	17,436
平均期間(月)	22.7
1年以内	4,075 23.4%
1年超2年以内	7,417 42.5%
2年超3年以内	3,895 22.3%
3年超5年以内	1,721 9.9%
5年を超える	328 1.9%

※ 附帯控訴申立てを除く。

¹³ 前掲脚注9参照。

○ まとめ

民事控訴審訴訟事件については、平成22年に新受事件が急増し、平成24年も同年以降同程度の高い水準で推移している。そして、平均審理期間は、一貫して短縮化傾向にあったところ、平成22年から更に短縮化し¹⁴、約80%が6月以内に終局し、審理期間が2年を超える事件は、0.8%にとどまっている。また、最高裁判所への上訴率や上訴事件割合もほぼ横ばいであり、控訴審における審理はおおむね順調に行われているものと考えられる。

(参考) 行政事件訴訟の概況

○ 平均審理期間等

【図18】は、控訴審における行政事件訴訟¹⁵の新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、昭和48年以降おおむね増加傾向にあり、平均審理期間は昭和52年以降おおむね短縮化傾向にある。最近10年間をみると、平成24年の新受件数(984件)は、平成15年の新受件数(667件)の約1.5倍であるのに対し、平成24年の平均審理期間(6.1月)は、平成15年の平均審理期間(8.3月)より約26.5%(2.2月)短縮化している。

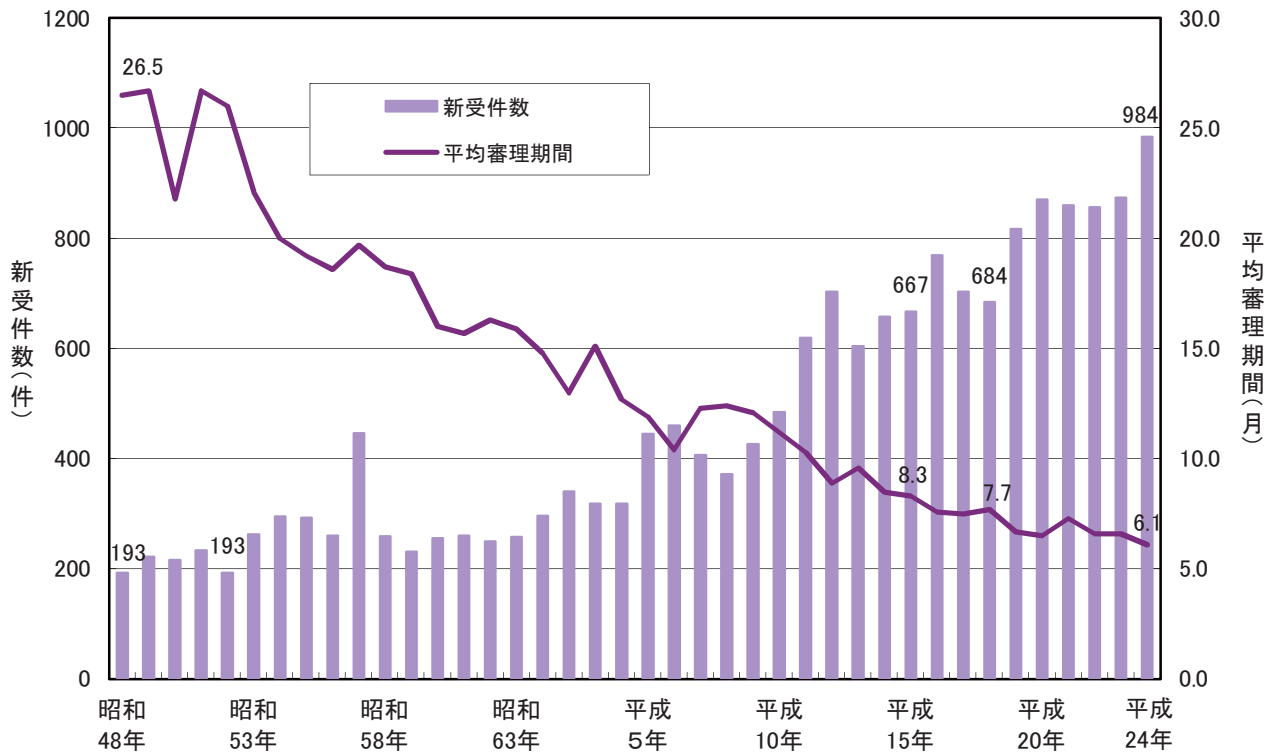
平成24年の平均審理期間は第一審(13.9月)よりも短くなっているが、これは、控訴審の審理が、既に第一審でされた審理及び判決を前提にして行われるためであると考えられる。

なお、民事控訴審訴訟事件と比較すると、行政事件訴訟の控訴審における平均審理期間は長い(平成24年において、民事控訴審訴訟(全体)は5.4月、民事控訴審訴訟(過払金等以外)は5.8月)、第一審における行政事件訴訟と民事第一審訴訟事件との差と比べると、その差は小さい(平成24年において、第一審は、行政事件訴訟が13.9月、民事第一審訴訟(全体)が7.8月、民事第一審訴訟(過払金等以外)が8.9月)。これは、第一審の審理及び判断を前提として手続を進めることとされている控訴審では、行政事件訴訟の専門性や当該事案の複雑性による審理期間への影響が第一審ほど大きくないためではないかと考えられる。

¹⁴ ただし、平均審理期間の更なる短縮化については、過払金返還請求訴訟の急増の影響を受けているとも考えられるところであり、今後の動向を注視する必要がある。なお、平成23年の平均審理期間について、大手貸金業者の会社更生計画認可により、中断していた過払金返還請求訴訟の相当数が終局したことの影響が考えられることについては、前掲【図3】参照。

¹⁵ 本報告書では、地方裁判所が第一審としてした行政事件訴訟の終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。なお、同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

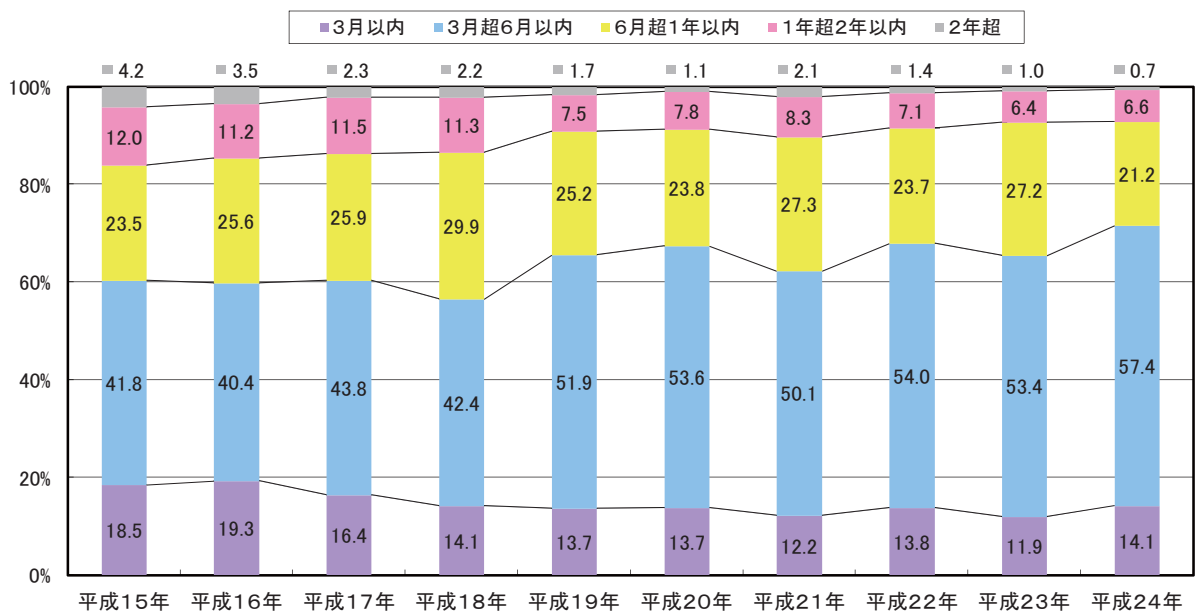
【図18】 新受件数及び平均審理期間の推移(控訴審における行政事件訴訟)



○ 審理期間別の事件数等

【図19】は審理期間別の事件割合の経年推移を示したものであるが、平成15年以降、審理期間が3月超6月以内の事件の割合が最も高く、平成24年には全体の57.4%を占めている。1年を超える事件の割合は、平成15年以降おおむね減少傾向にあり、平成24年には7.3%となっている。2年を超える事件の割合も、同様に、おおむね減少傾向にある。

【図19】 審理期間別事件割合の推移(控訴審における行政事件訴訟)



○ 終局区分別の事件数等

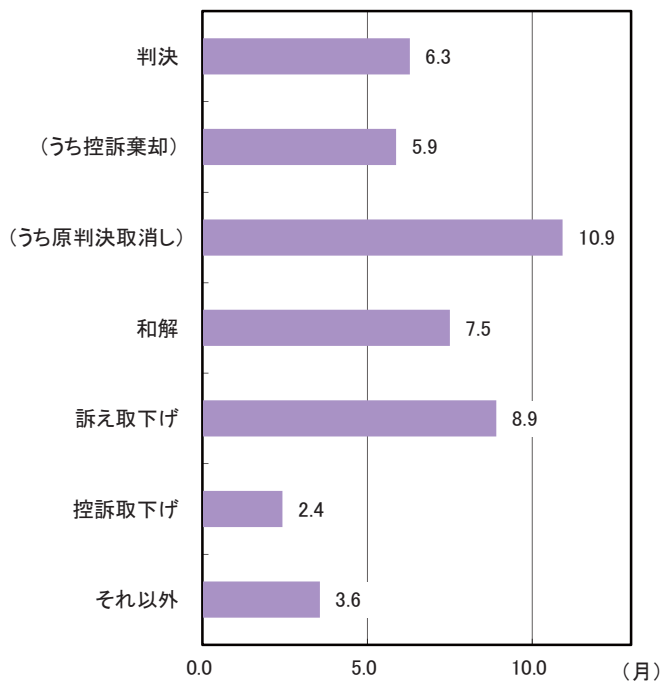
【表20】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟は、民事控訴審訴訟事件と比べ、判決の割合が極めて高く（92.6%。これに対し、民事控訴審訴訟事件では60.2%）、和解の割合が極めて低い（0.6%。これに対し、民事控訴審訴訟事件では28.4%）といった特徴がみられる。

【図21】は、終局区分別の平均審理期間を示したものである。判決で終局した事件の平均審理期間は6.3月であるが、特に審理に長期間を要すると思われる、原判決を取り消す内容の判決で終局した事件¹⁶の平均審理期間が10.9月と長くなっている。以下、訴え取下げで終局した事件、和解で終局した事件、控訴棄却の判決で終局した事件、控訴取下げで終局した事件の順となっている。

【表20】 終局区分別の事件数及び事件割合
（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

終局区分	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
総数	955	18,986
判決	884 92.6%	11,429 60.2%
うち控訴棄却 （%は判決に対する割合）	802 90.7%	8,839 77.3%
うち原判決取消し （%は判決に対する割合）	73 8.3%	2,493 21.8%
和解	6 0.6%	5,387 28.4%
訴え取下げ	11 1.2%	303 1.6%
控訴取下げ	21 2.2%	1,442 7.6%
それ以外	33 3.5%	425 2.2%

【図21】 終局区分別の平均審理期間
（控訴審における行政事件訴訟）



○ 訴訟代理人の選任状況

【表22】は、訴訟代理人別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、52.0%の事件で当事者双方に訴訟代理人を選任されているが、この割合は、民事控訴審訴訟事件と比べて低いものとなっている。

【表22】 訴訟代理人の選任状況(控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件)

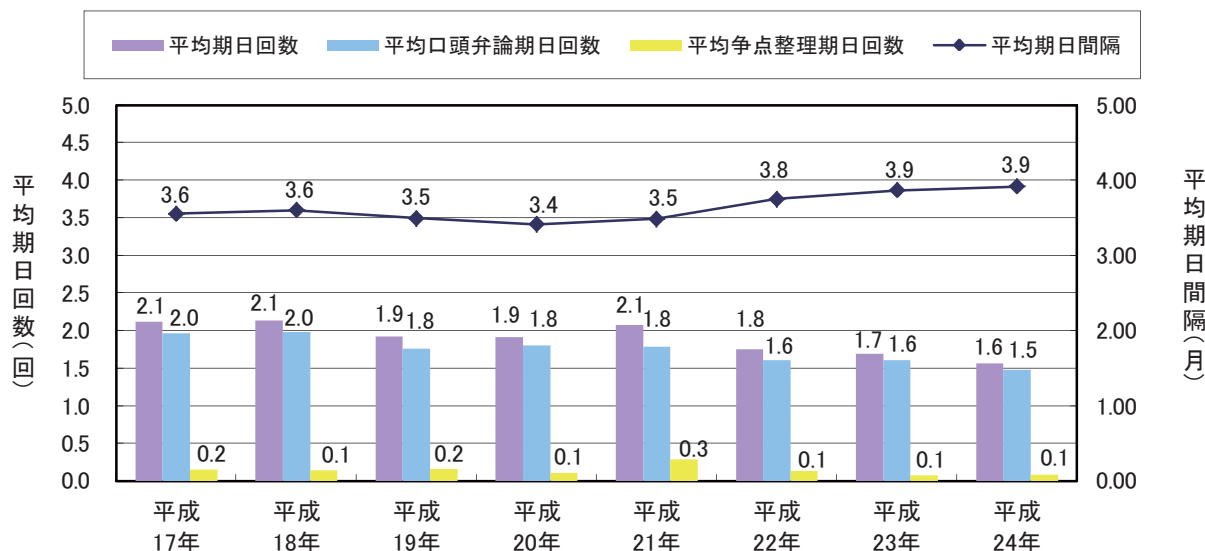
事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟事件
双方に訴訟代理人	497 52.0%	12,942 68.2%
控訴人側のみ訴訟代理人	81 8.5%	1,462 7.7%
被控訴人側のみ訴訟代理人	231 24.2%	3,267 17.2%
本人による	146 15.3%	1,315 6.9%

¹⁶ 前掲脚注8参照。

○ 審理の状況

【図23】は、平均期日回数¹⁷及び平均期日間隔¹⁸の経年推移を示したものであるが、いずれもおおむね横ばいである。民事控訴審訴訟事件と比較すると、行政事件訴訟の控訴審においては、平均口頭弁論期日回数が多いが（平成24年において、行政事件訴訟の控訴審は1.5回、民事控訴審訴訟事件は1.2回）、平均争点整理期日回数は少ない（平成24年において、行政事件訴訟の控訴審は0.1回、民事控訴審訴訟事件は0.5回）。

【図23】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（控訴審における行政事件訴訟）



【表24】は、争点整理手続の実施件数及び実施率を示したものである。行政事件訴訟の控訴審における争点整理実施率は2.8%であり、民事控訴審訴訟事件の争点整理実施率（12.7%）より大幅に低い。この傾向は、平成18年にみられた傾向とおおむね変わらない（第2回報告書169頁【図103】参照）。控訴審においては、第一審が行った審理及び判断を前提として手続を進めることとされていることに加え、行政事件訴訟は、第一審における争点整理実施率も低く¹⁹、これと同様の理由から、控訴審における争点整理実施率も低くなっているものと考えられる。

【表24】 争点整理手続の実施件数及び実施率（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟事件
争点整理手続	実施件数	27	2,420
	実施率	2.8%	12.7%

¹⁷ 前掲脚注10参照。

¹⁸ 前掲脚注11参照。

¹⁹ 行政事件訴訟においては、通常の口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いと推測されるところである（前掲Ⅱ1.1（参考）行政事件訴訟の概況【表8】参照）。

【表25】は、人証調べ実施率及び平均人証数を示したものである。これによれば、行政事件訴訟の控訴審における平均人証数は0.05人であり、民事控訴審訴訟事件における平均人証数（0.03人）よりも若干多い。

【表25】 人証調べ実施率及び平均人証数
（控訴審における行政事件訴訟及び
民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における 行政事件訴訟	民事控訴審訴訟 （全体）
人証調べ実施率	2.4%	1.7%
平均人証数	0.05	0.03
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.0	1.8

○ 上訴に関する状況²⁰

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合をみると（【表26】）、高等裁判所の判決で終局した既済件数のうち、上告されたものの割合は40.3%、上告受理の申立てがされたものの割合は43.6%であり、判決以外の事由で終局した事件をも含む全既済件数のうち、上告されたものの割合は35.4%、上告受理の申立てがされたものの割合は38.3%であるところ、民事控訴審訴訟事件（【図15】）と比較して、高くなっている。

【表26】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合
（控訴審における行政事件訴訟）

	上告事件	上告受理 事件
上訴率	40.3%	43.6%
上訴事件割合	35.4%	38.3%

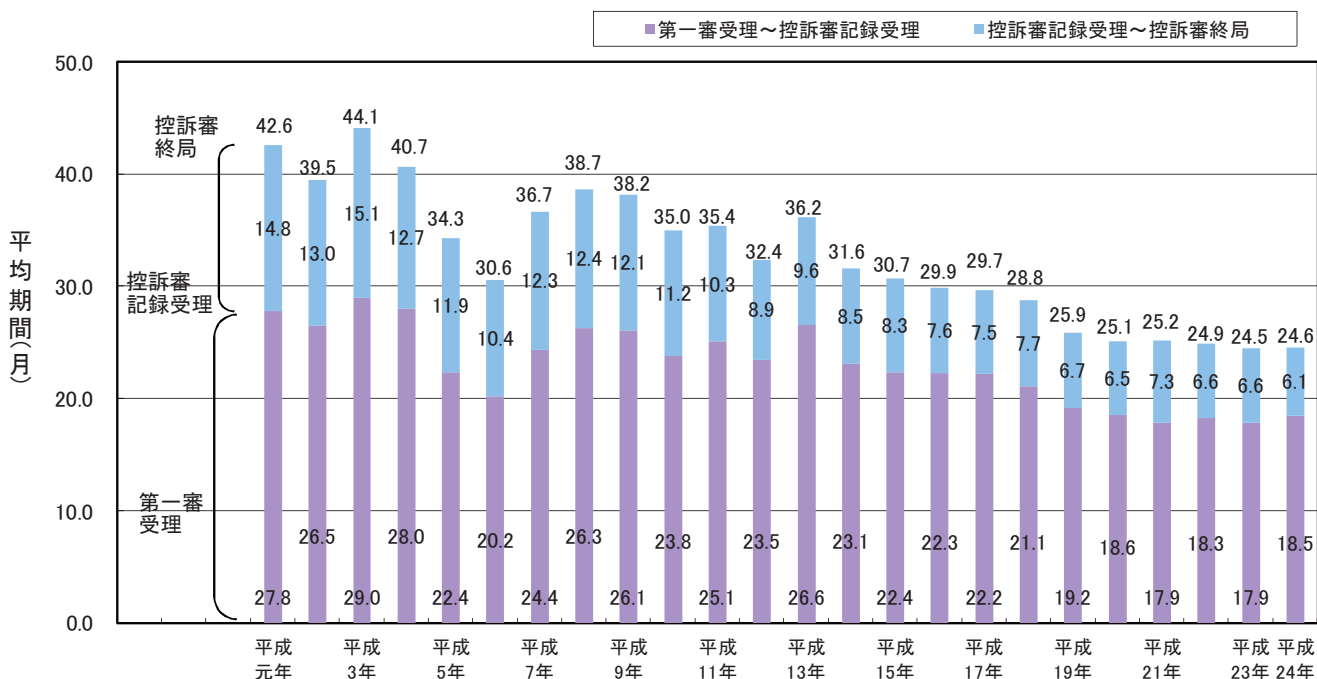
※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、平成24年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

²⁰ 前掲脚注12参照。

○ 第一審受理から控訴審終局までの審理期間の状況

【図27】は、①第一審受理から控訴審記録受理までの平均期間、②控訴審記録受理から控訴審終局までの平均期間、③控訴審までの全体審理期間及びその経年推移をそれぞれ示したものである。まず、控訴審までの全体審理期間をみると、平成4年以降おおむね短縮化傾向にあり、平成24年（24.6月）は、平成3年（44.1月）より約44.2%（19.5月）短縮化している。平成24年において、控訴審までの全体審理期間のうち、控訴審記録受理から控訴審終局までの期間が占める割合は、約24.8%であり、第一審受理から控訴審記録受理までの期間²¹が大部分を占めている。

【図27】 控訴審までの全体審理期間及びその内訳の推移（第一審受理から控訴審終局まで）
（控訴審における行政事件訴訟）



○ まとめ

行政事件訴訟は、専門性の高い事件類型であるところ、新受件数はおおむね増加傾向にあるにもかかわらず、平均審理期間はおおむね短縮化傾向にある。また、審理期間別の事件割合をみると、審理期間が3月超6月以内の事件の割合が最も高い。これらによれば、第一審における行政事件訴訟と同様に、控訴審における行政事件訴訟についても、全体として、事案に応じた迅速な審理がされていると考えられる。

²¹ 前掲脚注9参照。

1. 2 刑事訴訟事件の概況

平成24年の高等裁判所における刑事控訴審事件の審理の概況は、【表1】のとおりである。

【表1】 刑事控訴審訴訟事件の概況

終局人員	6,618
平均審理期間(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	3.1
2年超の事件の割合(%)	0.1
平均開廷回数(回)(公判が開かれずに終局した事件を含む) ※1	1.7
平均開廷回数(回)(公判が開かれずに終局した事件を除外) ※1	2.0
平均開廷間隔(月)(控訴審記録受理から控訴審終局) ※2	1.5
平均取調べ証人数(人)	0.1
弁護士選任率(%)	96.1
国選弁護士選任率(%) ※3	75.8
私選弁護士選任率(%) ※3	21.8
鑑定実施率(%)	0.1
検証実施率(%)	0.1

※1 平均開廷回数は、被告人1人当たりのものである。

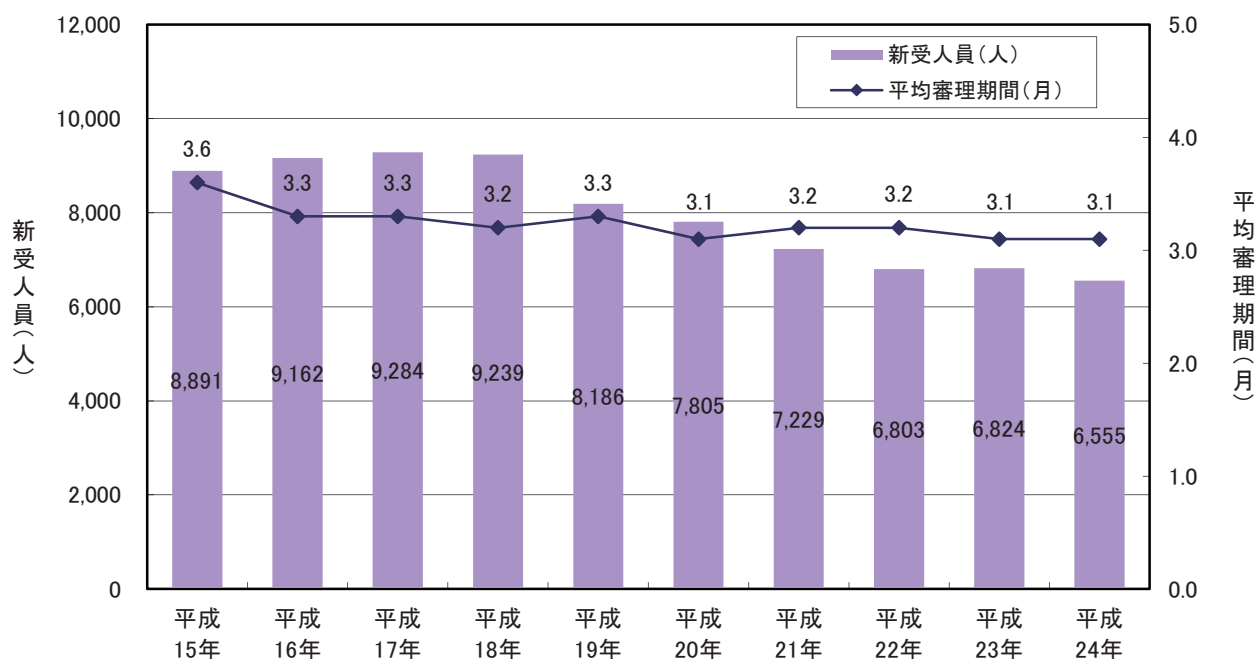
※2 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。この場合の平均開廷回数については、公判が開かれずに終局した事件は算出の対象から除外している。

※3 国選弁護士が解任された後に私選弁護士が付いた場合やその逆の場合は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。

○ 新受人員及び平均審理期間

【図2】は、平成15年から平成24年までの新受人員と平均審理期間の経年推移を示したものである。新受人員は、平成17年（9284人）をピークとしておおむね減少傾向にあり、平成24年は6555人である。平均審理期間をみると、平成15年は3.6月であったが、その後おおむね短縮化傾向となり、平成24年は3.1月である。

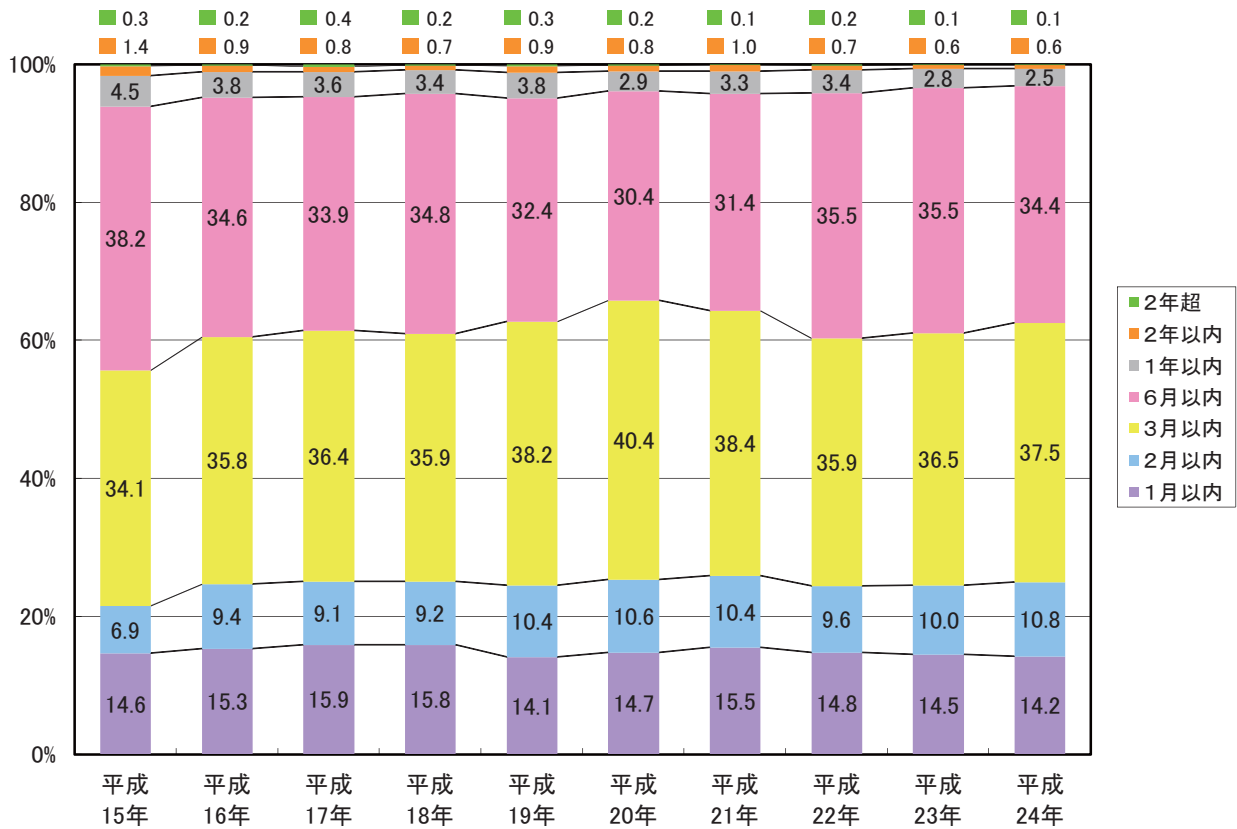
【図2】 新受人員及び平均審理期間の推移（刑事控訴審訴訟事件）



○ 審理期間別の事件割合

【図3】は、平成15年から平成24年までの審理期間別の事件割合の推移を示したものである。審理期間別の事件割合の推移をみると、平成15年は、審理期間が3月以内の事件が占める割合は50%台であったが、平成16年以降は60%台で推移しており、平成24年は62.5%となっている。また、期間を通じて、審理期間が6月以内の事件が占める割合は90%台で推移している。さらに、審理期間が2年を超える事件の割合はおおむね減少傾向にあり、平成24年は0.1%となっている。なお、第一審と異なり、1月以内に終局した事件が相当数あるのは、終局結果別の分布上18.9%を占める控訴取下げにより終局する事件（【図4】）の平均審理期間が0.8月である（【図5】）ことが影響しているものと推測される。

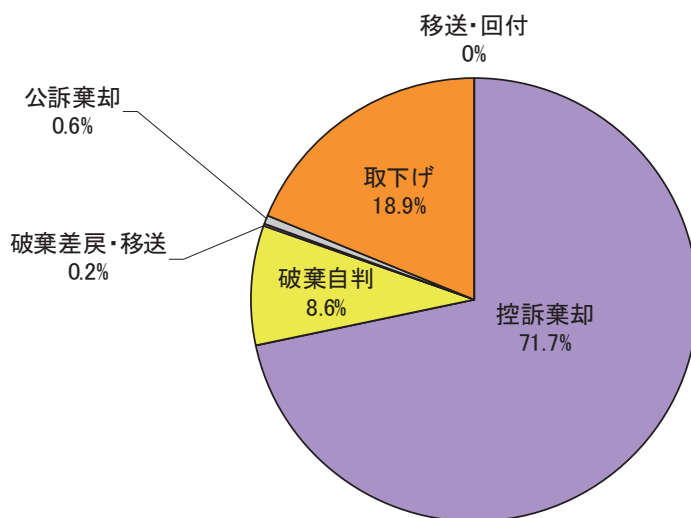
【図3】 審理期間別事件割合の推移(刑事控訴審訴訟事件)



○ 終局結果と平均審理期間との関係

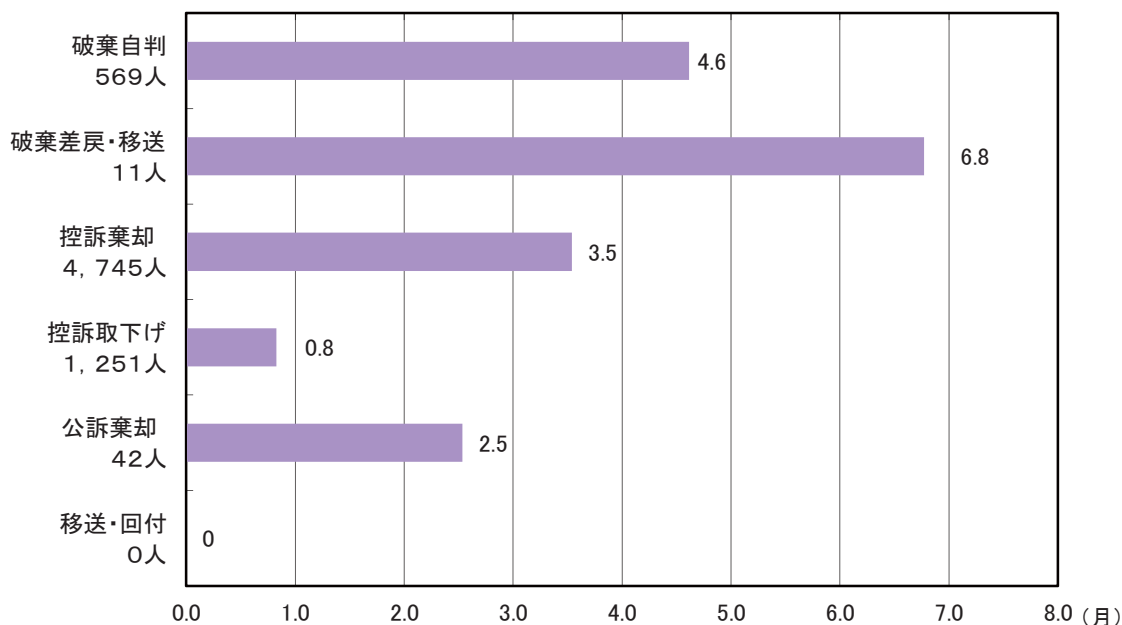
【図4】は、平成24年における終局結果の分布状況である。控訴棄却が71.7%、破棄自判が8.6%、控訴取下げが18.9%である。

【図4】 終局結果の分布(刑事控訴審訴訟事件)



【図5】は、平成24年における終局結果別の平均審理期間を示したものである。終局結果別の平均審理期間をみると、控訴棄却により終局した事件は3.5月、破棄自判により終局した事件は4.6月、破棄差戻・移送により終局した事件は6.8月であり、控訴棄却により終局した事件よりも破棄自判又は破棄差戻・移送により終局した事件の方が長くなっている。

【図5】 終局結果別の平均審理期間(刑事控訴審訴訟事件)



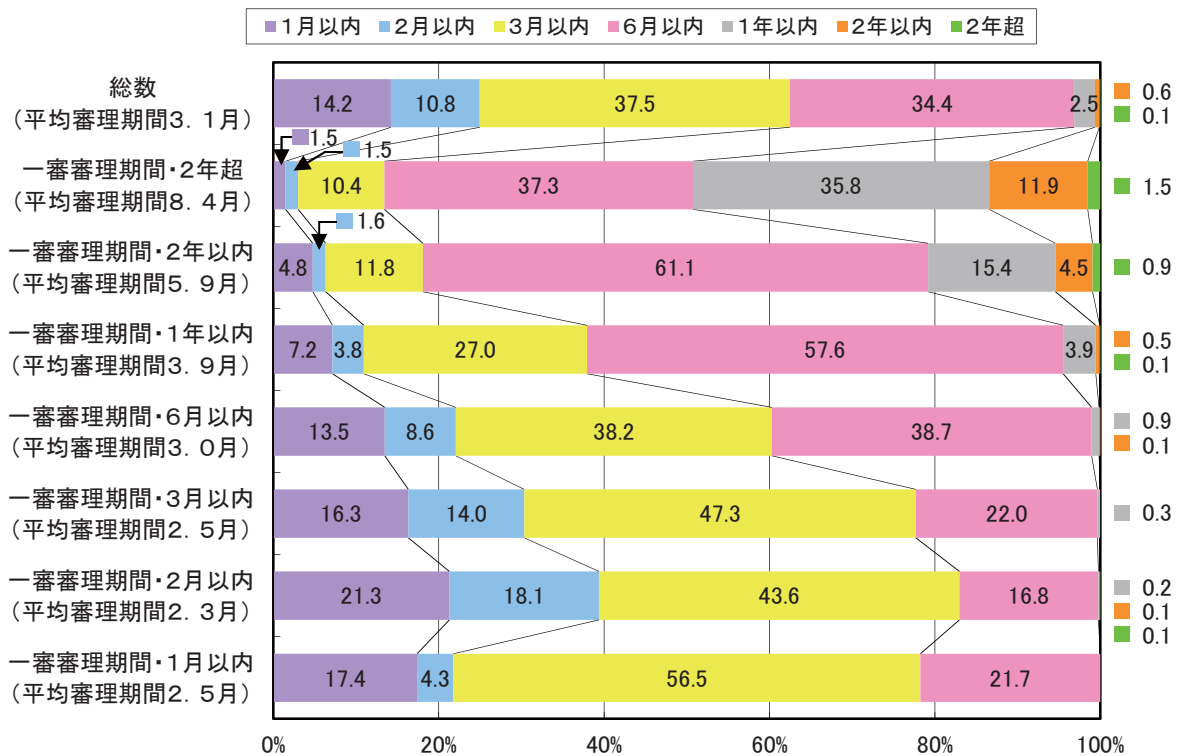
○ 第一審の審理期間別の控訴審の審理期間

【図6】は、平成24年における第一審の審理期間別の控訴審の平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。

おおむね、第一審の審理期間が長いほど、控訴審の平均審理期間も長く、審理期間の長い事件の割合が増加している。これは、第2回報告書299頁で指摘したとおり、第一審で審理に長期間を要した事件は、事案が複雑で訴訟記録が膨大になるものもあり、そのような事件では、控訴趣意書・答弁書の作成や、控訴裁判所の記録検討に時間を要することも少なくないためと思われる。

なお、第一審の審理期間が2月を超えている事件については、第一審の平均審理期間より控訴審の平均審理期間の方が短い。控訴審では、事後審として、原則として新たな裁判資料の提出を認めず、第一審で取り調べた証拠に基づき、第一審判決の当否を事後的に審査することから、第一審と比べて総じて審理期間が短くなっているものと考えられる。

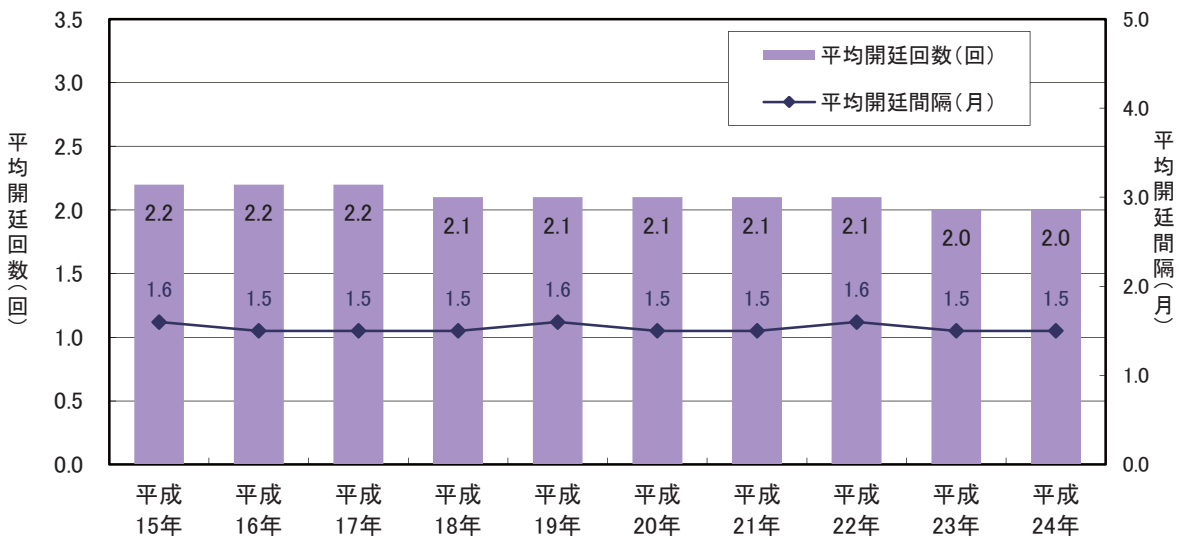
【図6】 第一審の審理期間別の控訴審の平均審理期間及び審理期間の分布



○ 審理の状況

【図7】は、平成15年から平成24年までの平均開廷回数及び平均開廷間隔の推移を示したものである。平均開廷回数についてみると減少傾向を示しており、平成15年は2.2回であったが、平成24年は2.0回となっている。また、平均開廷間隔については、平成15年から平成24年までにかけて横ばいであり、1.5月から1.6月で推移しており、大きな変化はない。

【図7】 平均開廷回数及び平均開廷間隔の推移(刑事控訴審訴訟事件)

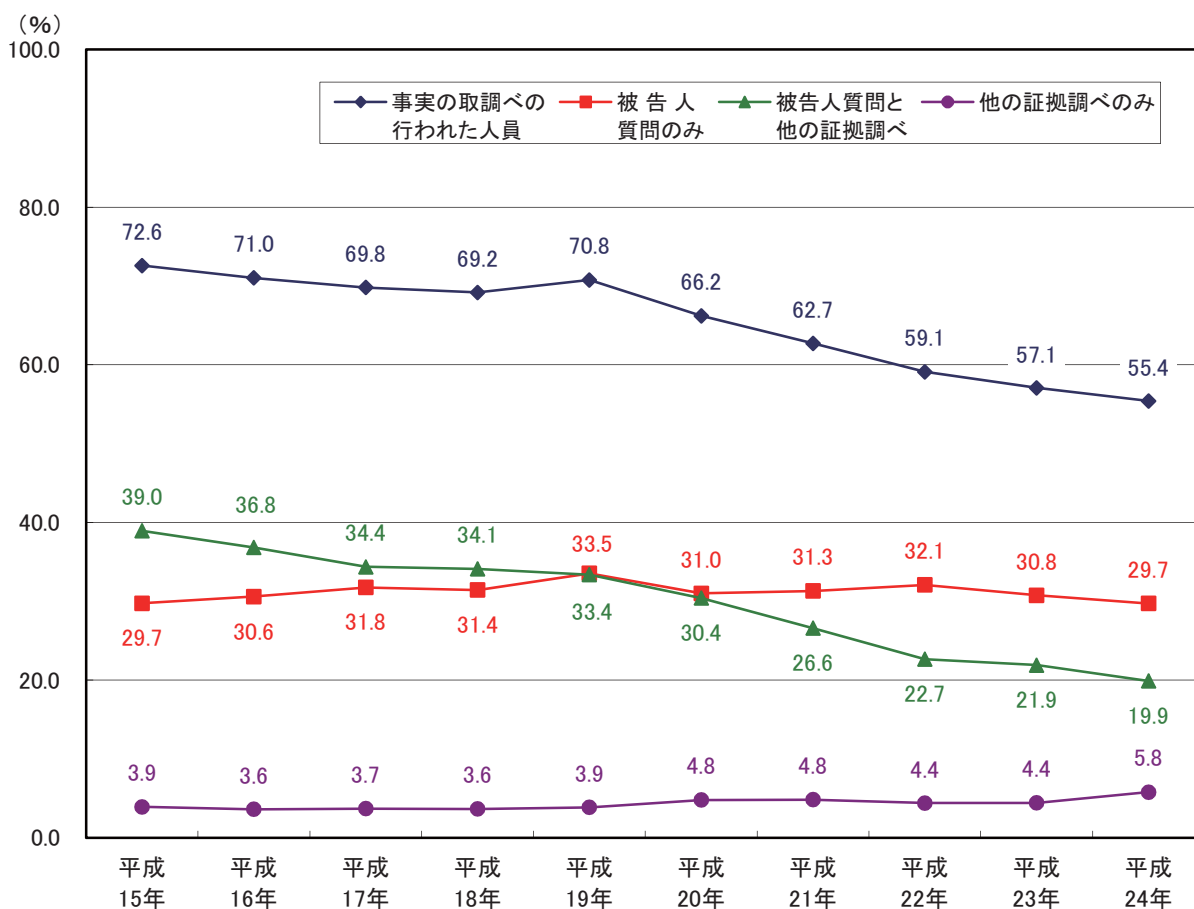


※ 上記の平均開廷回数は、控訴取下げなど公判が開かれずに終局した事件については、算出の対象から除外している。

【図8】は、平成15年から平成24年までの事実の取調べが行われた事件の割合の推移を示したものである。事実の取調べの行われた人員の割合の推移をみると、平成15年から平成24年までにかけて、事実の取調べを実施した事件の割合はおおむね減少傾向を示しており、平成15年は72.6%であったのが、平成24年は55.4%となっている。これについては、控訴審は事後審であるとの趣旨を反映した審理運営が、より広く実施されてきたことに原因があると考えられる。

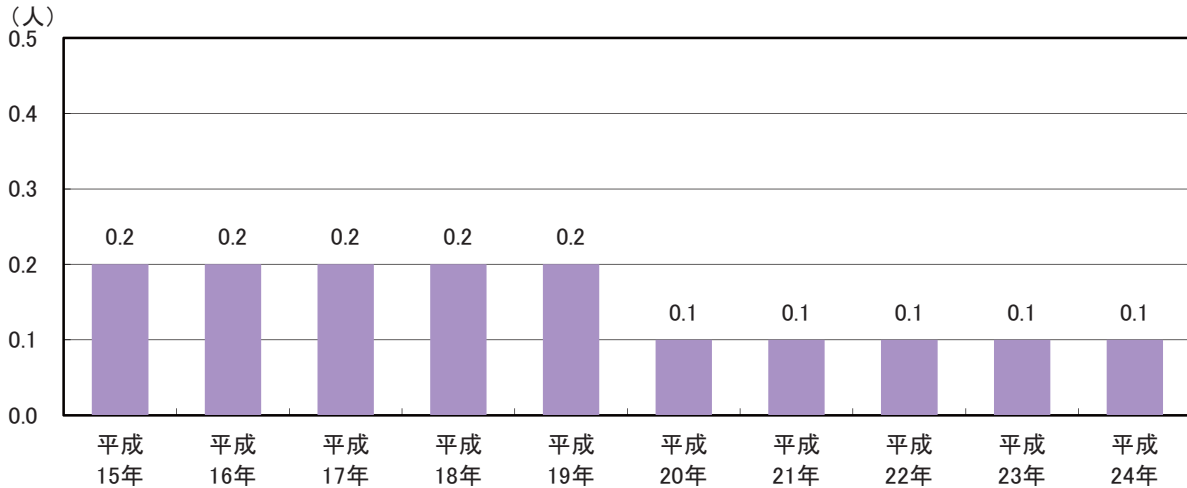
また、実施した事実調べの内容別に見ても、他の証拠調べ（被告人質問以外の証拠調べ）のみを実施した割合は、若干増加しているものの、被告人質問のみを実施した割合は横ばいであり、被告人質問と他の証拠調べを実施した割合は、平成15年と比較し、平成24年は減少している。

【図8】 事実の取調べの実施割合の推移(刑事控訴審訴訟事件)



【図9】は、平成15年から平成24年までの平均取調べ証人数の推移を示したものである。平均取調べ証人数の推移は減少傾向を示しており、平成15年から平成19年までは0.2人であったが、平成20年から平成24年までは0.1人となっている。

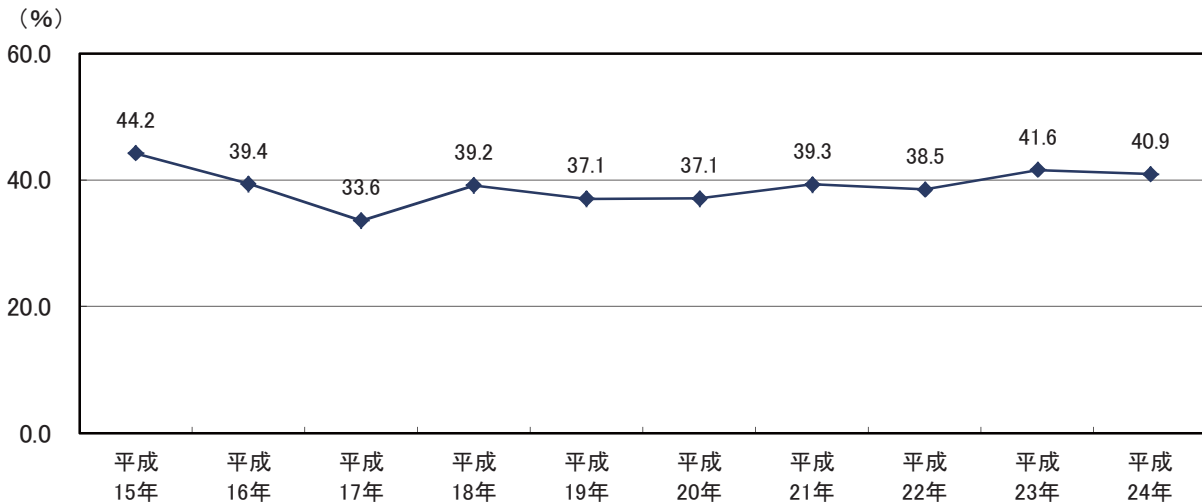
【図9】 平均取調べ証人数の推移(刑事控訴審訴訟事件)



○ 上訴に関する状況

【図10】は、平成15年から平成24年までの上告率の推移を示したものである。上告率については、平成17年を除き、40%前後で推移している。

【図10】 上告率の推移(刑事控訴審訴訟事件)



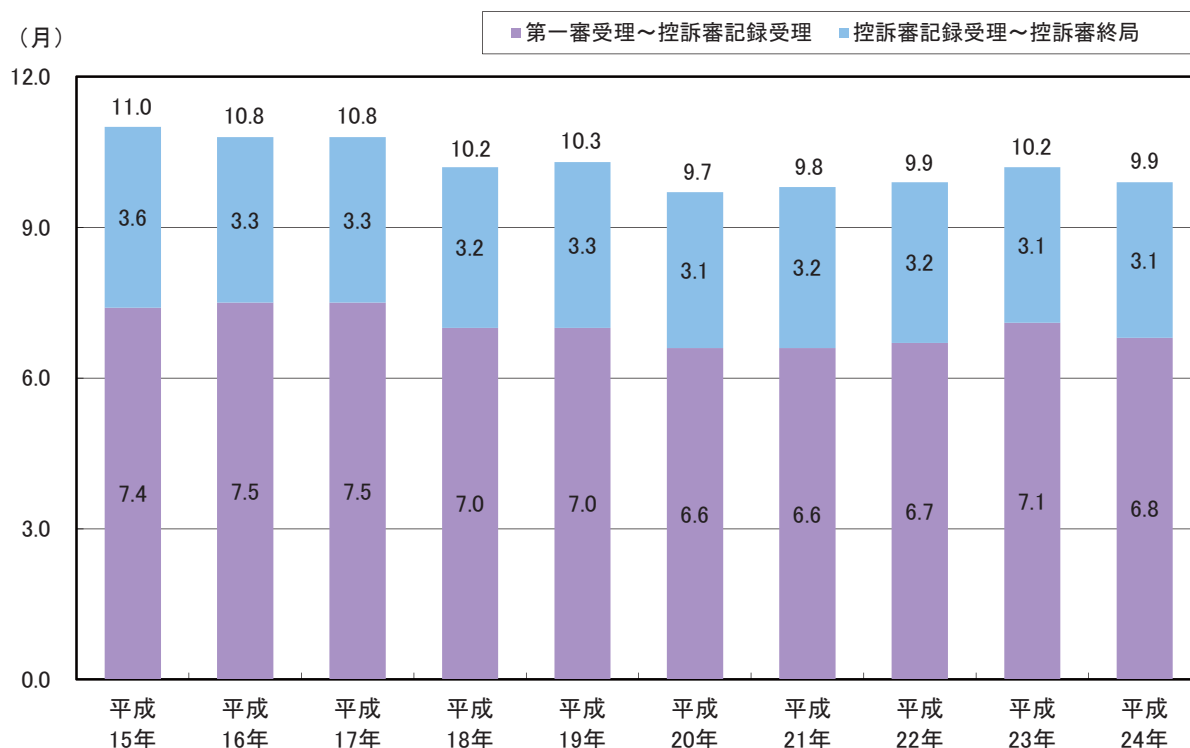
○ 第一審受理から控訴審終局までの審理期間の状況

【図11】は、①第一審受理から控訴審記録受理までの平均期間、②控訴審記録受理から控訴審終局までの平均期間、③第一審受理から控訴審終局までの平均期間（以下「控訴審までの全体審理期間」という。）及びその推移をそれぞれ示したものである。

まず、平成24年における控訴審までの全体審理期間をみると、9.9月（内訳は、①第一審受理から控訴審記録受理までの期間が6.8月、②控訴審記録受理から控訴審終局までの期間が3.1月）である。平成24年の控訴審までの全体審理期間のうち、控訴審記録受理から控訴審終局までの期間が占める割合は3割程度であり、第一審受理から控訴審記録受理までの期間が大部分を占めている。

次に、控訴審までの全体審理期間の推移をみると、平成20年までは各審級の審理期間がそれぞれ短縮化したことに伴って、控訴審までの全体審理期間も短縮化傾向となり、平成20年には、平成15年の数値（11.0月）と比べて、約12%（1.3月）短縮化した。その後、主に第一審の審理期間が若干長期化したことの影響を受け、平成23年は10.2月となったが、平成24年は9.9月となっている。

【図11】 控訴審までの全体審理期間及びその内訳の推移(刑事控訴審訴訟事件)



○ まとめ

以上のとおり、新受人員は平成17年をピークとして、おおむね減少傾向にあり、平均審理期間は、おおむね短縮化傾向にある。平成16年以降、審理期間が3月以内の事件が占める割合は60%台で、審理期間が6月以内の事件が占める割合は90%台で、それぞれ推移しており、平均開廷回数はおおむね減少傾向にあり、平均開廷間隔は横ばいであることに照らすと、おおむね迅速に審理されているといえる。

また、控訴審までの全体審理期間のうち、控訴審の審理期間が占める割合は、3割程度であり、第一審受理から控訴審記録受理までの期間の占める割合が大きくなっている。

2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

2. 1 民事・行政訴訟事件の概況

【民事訴訟事件の概況】

○ 新受件数及び平均審理期間の推移 (新受件数)

【図1】は、民事訴訟事件について、上告事件と上告受理事件とに分けて、平成元年から平成24年までの両事件の新受件数及び平均審理期間の経年推移を示したものである^{1, 2, 3}。

まず、平成24年における新受件数をみると、上告事件は2256件、上告受理事件は2843件であり、その合計数は5099件に上る。

次に、新受件数の経年推移をみると、上告事件については、平成元年（1799件）から平成8年（2621件）にかけて事件数が増加した後、平成9年（2470件）に減少に転じ、現行民事訴訟法が施行された平成10年（2204件）と平成11年（1841件）に更に減少したものの⁴、平成12年（2012件）に増加に転じ、平成13年から平成19年まで1700件台の後半から2000件台の前半で推移していたが、平成20年以降は事件数の増加がみられ、平成24年には、2256件に増加した。また、上告受理事件については、現行民事訴訟法が施行された平成10年（661件）から平成17年（2379件）まで一貫して事件数が増加した後、平成18年（2273件）と平成19年（2083件）に減少したものの、平成20年以降は事件数の増加がみられ、平成24年には、2843件にまで増加した。平成24年の上告事件及び上告受理事件の新受件数は、いずれも現行民事訴訟法施行後、最も多くなっており、その合計（5099件）は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の新受件数（2470件）の2倍を超える⁵。

さらに、上告受理事件の新受件数は、上告事件のそれに比して、長期的にみてより増加傾向にあるといえ、平成24年の件数（2843件）は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の件数（2470件）を超えており、上告事件と上告受理事件の新受件数を比較すると、平成13年以降、上告受理事件が上告事件

¹ 本報告書では、第4回報告書同様、民事訴訟事件（人身保護請求事件を含む。以下同じ。）のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主たる分析の対象としている。

² 上告事件の平均審理期間とは、上告審記録受理から上告審終局までの期間の平均であり、上告受理事件の平均審理期間も同様である。したがって、上告状又は上告受理申立書の提出から上告審記録受理までの期間は含まれていない。なお、上告受理事件のうち、上告受理決定がされた事件は、その後の判決等の終局事由により上告審が終局するため、上告審記録受理から判決等の終局事由までの期間が上告審の審理期間であり、上告不受理決定がされた事件は、それにより上告審が終局するため、上告審記録受理から上告不受理決定までの期間が上告審の審理期間である。

³ 同一の第二審判決に対して上告（上告受理申立て）と附带上告（附带上告受理申立て）がされた場合、上告（上告受理）事件と附带上告（附带上告受理）事件とを別個の事件として統計処理している。

⁴ 現行民事訴訟法施行前と比較して同法施行後の新受件数が減少しているのは、現行法において上告理由が制限されるとともに上告受理制度が新設されたことによる影響が主な原因であると推測される（第4回報告書概況編202頁脚注3及び脚注4参照）。

⁵ なお、最高裁判所の統計システム上、並行申立事件（同一の第二審判決に対して、同一の当事者等から上告の提起と上告受理の申立てがされた事件）の新受件数を集計していないため、正確な数値は把握できないが、上告事件に占める並行申立事件の割合は、8割程度である。

や、比較的長期間係属していた事件が数多く終局したことによる影響⁶等が考えられる。

○ 審理期間及び終局区分別の事件数及び事件割合等

【表2】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、平成24年の審理期間別の事件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の事件数及び事件割合をそれぞれ示したものである。

まず、上告事件の審理期間については、総数（2263件）の52.9%に当たる事件（1196件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の0.9%（20件）にとどまっている。また、終局区分別にみると、総数（2263件）のうち98.2%（2223件）が決定（却下決定ないし棄却決定）で終局しており、そのうちの53.1%（1180件）が3月以内に終局している。

また、上告受理事件の審理期間については、総数（2817件）の48.0%（1352件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の1.1%（31件）にとどまっている。また、終局区分別にみると、総数（2817件）のうち95.6%（2693件）が上告不受理決定で終局しており、そのうちの49.2%（1325件）が3月以内に終局している。

なお、判決で終局した事件の平均審理期間は決定で終局する事件に比べて長く、上告事件及び上告受理事件のいずれにおいても1年以上の期間を要しているが、その件数は多くない。

【表2】 審理期間別の事件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の事件数及び事件割合
（民事上告事件及び民事上告受理事件）

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
事件数	2,263	-	2	2,223	34	4
平均審理期間(月)	5.3	-	30.0	5.3	5.2	13.5
3月以内	1,196 52.9%	-	-	1,180 53.1%	15 44.1%	1 25.0%
3月超6月以内	459 20.3%	-	-	450 20.2%	8 23.5%	1 25.0%
6月超1年以内	333 14.7%	-	-	324 14.6%	9 26.5%	-
1年超2年以内	255 11.3%	-	-	252 11.3%	2 5.9%	1 25.0%
2年を超える	20 0.9%	-	2 100.0%	17 0.8%	-	1 25.0%

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
事件数	2,817	15	36	2,693	53	20
平均審理期間(月)	5.9	20.5	19.5	5.6	5.5	9.7
3月以内	1,352 48.0%	-	-	1,325 49.2%	21 39.6%	6 30.0%
3月超6月以内	607 21.5%	1 6.7%	5 13.9%	586 21.8%	12 22.6%	3 15.0%
6月超1年以内	454 16.1%	1 6.7%	4 11.1%	429 15.9%	17 32.1%	3 15.0%
1年超2年以内	373 13.2%	8 53.3%	14 38.9%	340 12.6%	3 5.7%	8 40.0%
2年を超える	31 1.1%	5 33.3%	13 36.1%	13 0.5%	-	-

⁶ 平均審理期間は、その年に事件処理が終了した事件の審理期間の平均値であり、複雑困難な事件が例年より多く終局した年は期間が長期化することもある。

○ 審理期間別の事件割合の推移

【図3】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、上告事件については平成元年から平成24年までの、上告受理事件については上告受理制度が導入された平成10年から平成24年までの審理期間別の事件割合の経年推移を示したものである。

上告事件の審理期間別の事件割合の推移をみると、審理期間が3月以内の事件の割合が最も大きく、平成元年から平成9年までは38.1%から54.9%の間で推移した後、平成10年以降増加し、平成19年には85.6%に達したものの、平成20年以降は減少し、平成24年には52.9%となっている。一方、3月超6月以内の事件、6月超1年以内の事件、1年超2年以内の事件の割合は、審理期間が3月以内の事件割合の推移とおおむね逆の増減傾向となっている。審理期間が2年を超える事件の割合は、平成9年の14.1%をピークとして減少して平成22年には0.2%となったが、平成24年には0.9%となっている。

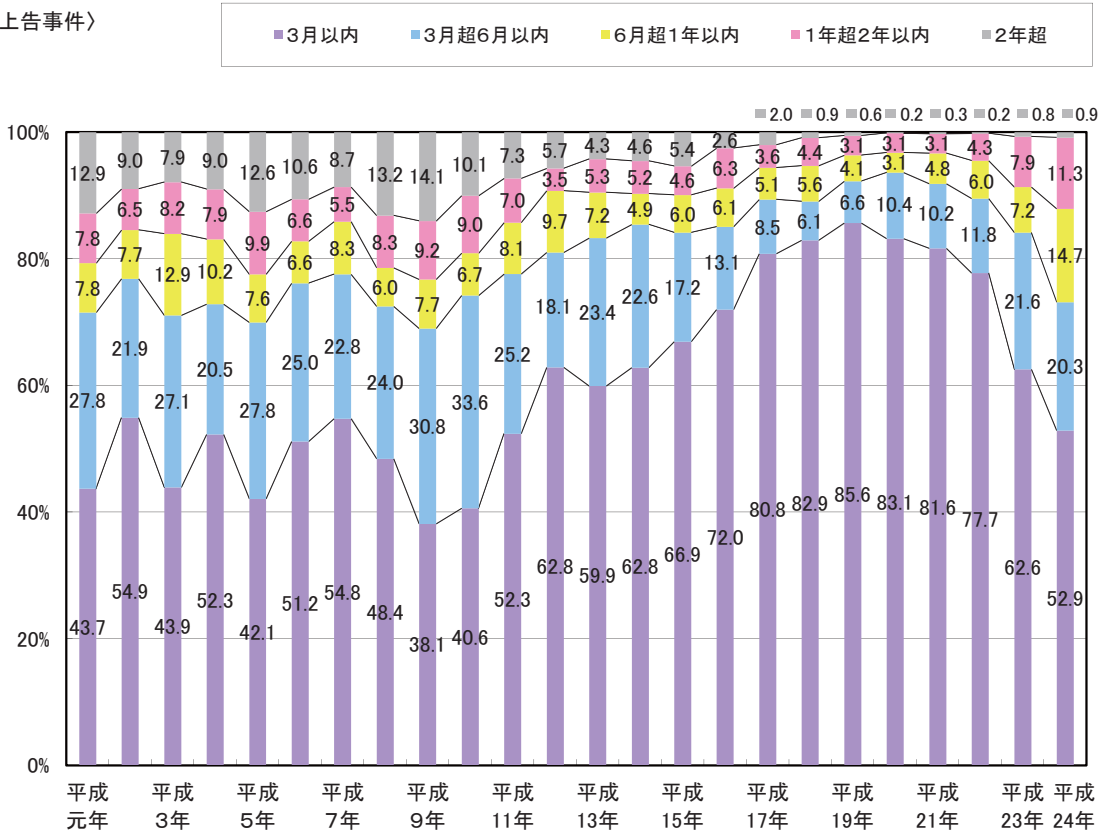
上告受理事件の審理期間別の事件割合の推移をみると、審理期間が3月以内の事件の割合は、平成10年には77.3%であったものが、平成13年には56.6%にまで減少し、その後平成19年には82.5%にまで増加したが、平成20年以降は減少し、平成24年には48.0%となっている。一方、審理期間が3月超6月以内の事件、6月超1年以内の事件、1年超2年以内の事件の割合は、審理期間が3月以内の事件割合の推移とおおむね逆の増減傾向となっている。審理期間が2年を超える事件の割合は平成15年の6.1%をピークとして減少して平成22年には0.4%となったが、平成24年は1.1%となっている。

上告事件においては、現行民事訴訟法が施行された平成10年から平成19年までは審理期間が3月以内の事件の割合が大幅に増加しており、上告受理事件においても平成11年から平成19年まではおおむね増加傾向にあったが、これは、前述の平均審理期間の分析において指摘したとおり、現行民事訴訟法において、上告理由を制限し、上告受理制度や、決定による処理方式を導入するなど、上告制度が改正されたことにより、事件をより迅速に処理することが可能となったためであると考えられる。

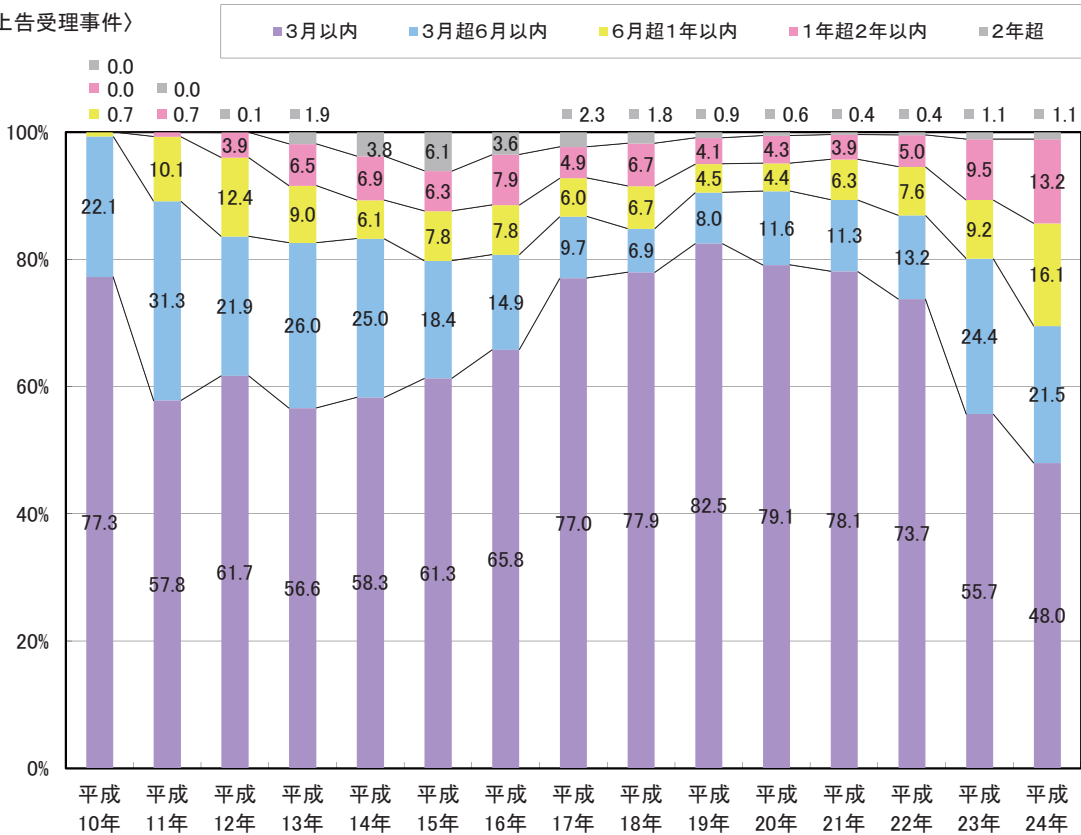
なお、上告事件及び上告受理事件のいずれについても、平成21年以降、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にあるが、これは、平成20年以降の新受事件の増加による影響等が考えられる。

【図3】 審理期間別事件割合の推移(民事上告事件及び民事上告受理事件)

〈上告事件〉



〈上告受理事件〉



○ 第一審受理から上告審終局までの審理期間の状況

【図4】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、①第一審受理から上告審記録受理までの平均期間、②上告審記録受理から上告審終局までの平均期間、③第一審受理から上告審終局までの平均期間（以下「全体審理期間」という。）及びその推移をそれぞれ示したものである。

まず、平成24年における全体審理期間をみると、上告事件は36.1月（内訳は、第一審受理から上告審記録受理までの期間⁷が30.8月、上告審記録受理から上告審終局までの期間が5.3月）、上告受理事件は37.1月（内訳は、第一審受理から上告審記録受理までの期間が31.2月、上告審記録受理から上告審終局までの期間が5.9月）となっている。平成24年の全体審理期間のうち、上告審記録受理から上告審終局までの期間が占める割合は、上告事件で14.7%、上告受理事件で15.9%であり、第一審受理から上告審記録受理までの期間が大部分を占めている。

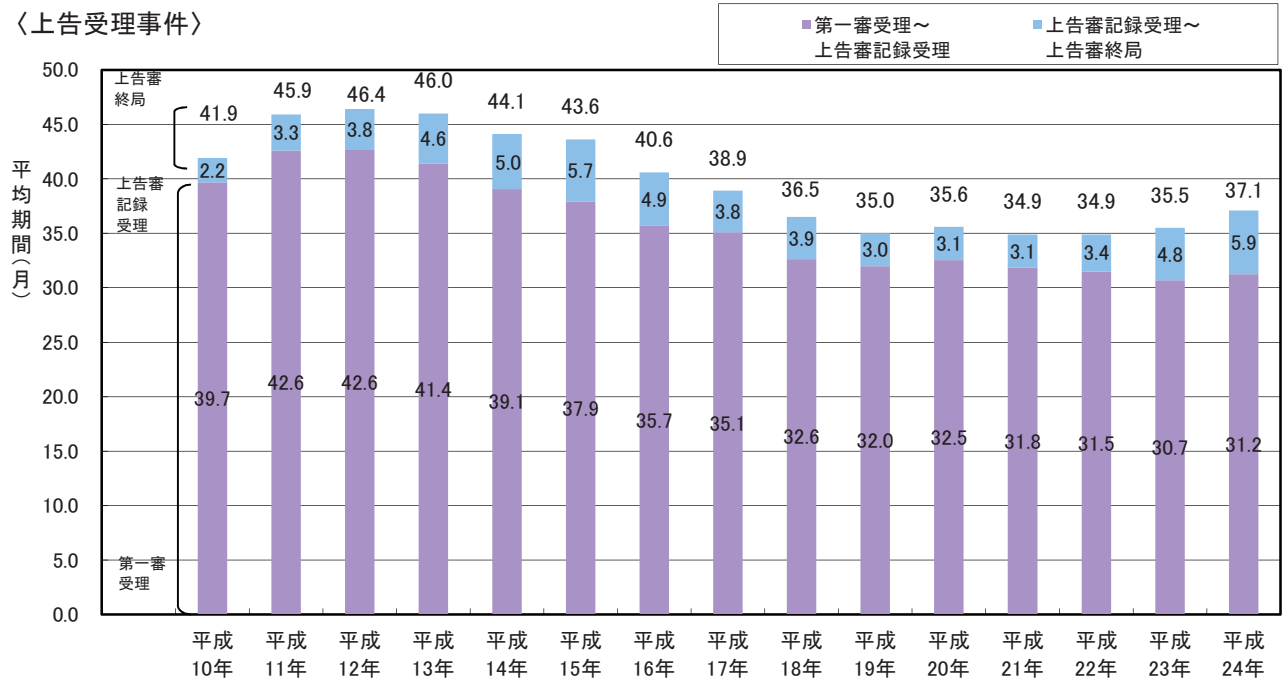
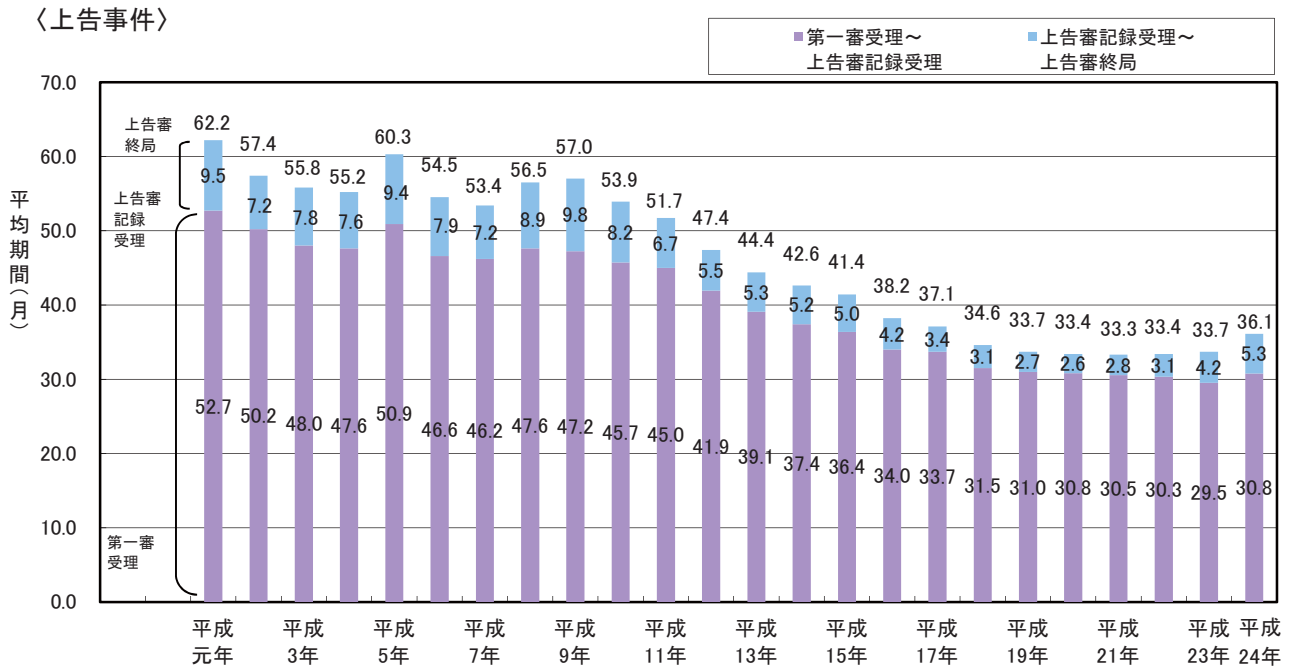
この点につき、民事第一審訴訟の判決で終局した事件をみると、審理期間が長い事件ほど、あるいは期日回数が多い事件ほど、おおむね上訴率が高くなる傾向がみられ（前掲Ⅱ1. 1. 2【図30】参照）、控訴審においても同様の傾向がみられる（第2回報告書140頁及び141頁参照）ことから、結果的に上告事件及び上告受理事件については、第一審及び控訴審段階で長期間を要しているものが多いと思われる。

次に、全体審理期間の経年推移をみると、上告事件は、平成10年以降、短縮化傾向にあり、平成19年（3.7月）には平成元年（62.2月）に比べて45.8%（28.5月）短縮しており、平成19年以降は年による増減はあるがおおむね同水準にある。また、上告事件の第一審受理から上告審記録受理までの期間も、現行民事訴訟法施行後の平成11年以降、短縮化の傾向にあり、平成19年（31.0月）以降は年による増減はあるがおおむね同水準にある。

他方、上告受理事件の全体審理期間は、平成10年から平成12年にかけて長期化した後、平成13年以降短縮化傾向となり、平成19年（35.0月）には平成12年（46.4月）に比べて24.6%（11.4月）短縮し、平成19年以降は年による増減はあるがおおむね同水準にある。また、上告受理事件の第一審受理から上告審記録受理までの期間は、平成13年以降平成19年までは短縮化傾向にあり、同年（32.0月）以降は年による増減はあるがおおむね同水準にある。

⁷ 第一審受理から上告審記録受理までの期間は、上告又は上告受理の申立てがあった事件について、第一審の訴え提起から上告審終局までの全期間から、上告審記録受理から終局までの期間を差し引いて算出した数値である。したがって、その期間には、第一審及び控訴審における審理期間のほか、第一審判決言渡し後、控訴裁判所に訴訟記録が送付されるまでの期間と、控訴審判決言渡し後、上告裁判所に訴訟記録が送付されるまでの期間も加わっている。もっとも、第一審判決言渡し後、控訴裁判所に訴訟記録が送付されるまでの期間と、控訴審判決言渡し後、上告裁判所に訴訟記録が送付されるまでの期間は、両者を合わせたとしても数か月であることが通常であり、第一審・控訴審と上告審の審理期間の傾向を比較するに当たっては、大きな影響は生じない。

【図4】 全体審理期間及びその内訳の推移(第一審受理から上告審終局まで)
(民事上告事件及び民事上告受理事件)



【表5】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、第一審受理から上告審終局までの期間別の事件数及び事件割合を示したものである。

これによると、上告事件では、第一審受理から上告審終局までの期間が1年以内の事件が1.3%、1年超2年以内の事件は27.0%、2年超3年以内の事件は34.2%であり、62.5%の事件が第一審から上告審まで3年以内に終局している。

上告受理事件でも、第一審受理から上告審終局までの期間が1年以内の事件が0.7%、1年超2年以内の事件は24.0%、2年超3年以内の事件は35.3%であり、60.0%の事件が第一審から上告審まで3年以内に終局している。

【表5】 第一審受理から上告審終局までの期間別の事件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
事件数	2,263	2,817
平均期間(月)	36.1	37.1
1年以内	30 1.3%	19 0.7%
1年超2年以内	610 27.0%	675 24.0%
2年超3年以内	773 34.2%	995 35.3%
3年超5年以内	654 28.9%	875 31.1%
5年を超える	196 8.7%	253 9.0%

【行政訴訟事件の概況】

○ 新受件数及び平均審理期間の推移

（新受件数）

【図6】は、行政訴訟事件について、上告事件と上告受理事件とに分けて、平成元年から平成24年までの両事件の新受件数及び平均審理期間の経年推移を示したものである^{8, 9, 10}。

まず、平成24年における新受件数をみると、上告事件は399件、上告受理事件は471件であり、その合計数は870件に上る。

次に、新受件数の経年推移についてみると、上告事件については、平成元年（174件）から増減を繰り返しながらも、おおむね増加傾向にあり、平成19年までは200件台から300件台であったが、平成20年に急増し、同年以降は、平成21年及び平成24年を除いて、400件台の高水準で推移している。また、上告受理事件については、平成10年（107件）から平成12年（357件）にかけて急増し、以後、おおむね300件台から400件前後で推移していたが、平成20年（472件）に更に急増した後は、400件台後半から500件台の高水準で推移している。平成20年以降の上告事件及び上告受理事件の新受件数の合計は、平成22年には974件に達し、その年の年も800件台後半というように、高水準で推移している。平成24年の上告事件及び上告受理事件の新受件数の合計（870件）は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の新受件数（248件）の3.5倍

⁸ 本報告書では、第4回報告書同様、行政訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主たる分析の対象としている。ただし、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告及び上告受理事件（知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等）の事件数が一定数あり、これらを含めて分析することが上告審の審理状況の全体像についての把握に資するため、これらを統計データに含めることとする。なお、平成24年に既済となった行政訴訟事件については、上告事件の総数473件のうち高裁第一審判決に対する上告事件（知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等。上告受理事件についても同じ。）の件数は88件であり、上告受理事件の総数529件のうち高裁第一審判決に対する上告受理事件の件数は97件である。

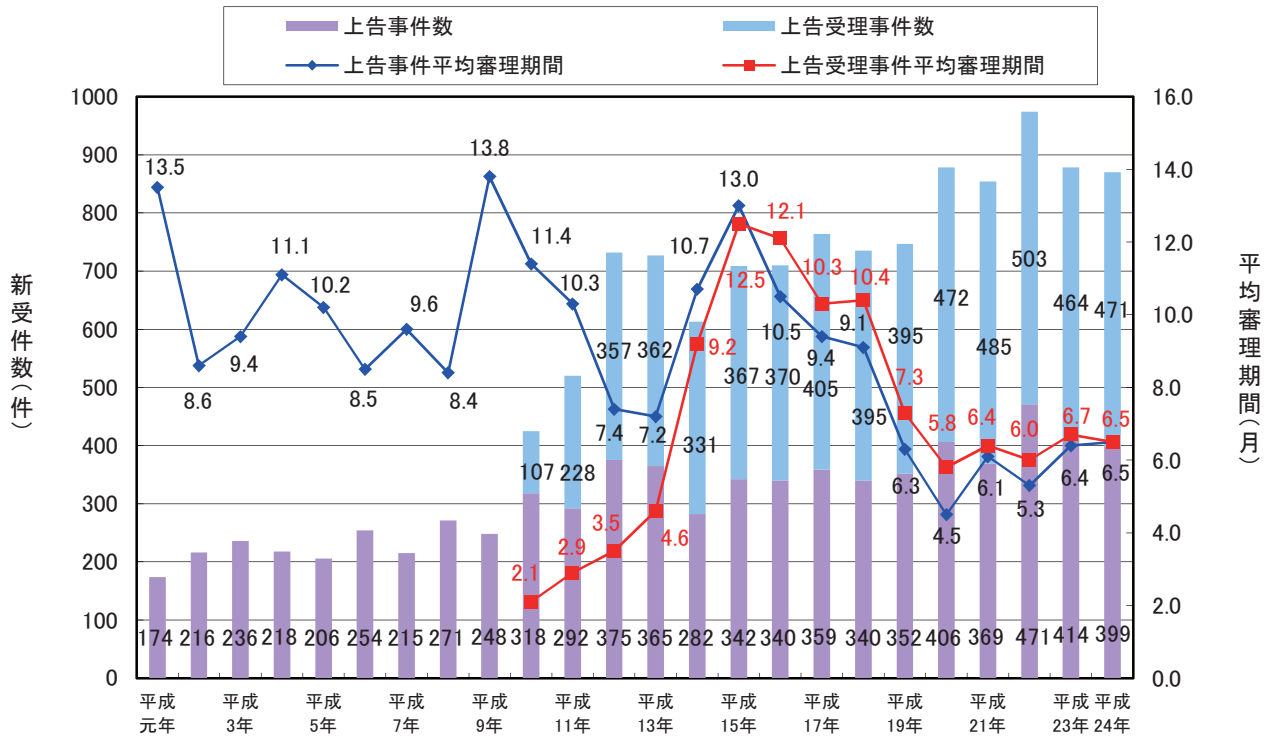
⁹ 前掲脚注2参照。

¹⁰ 前掲脚注3参照。

を超える¹¹。

さらに、上告受理事件の新受件数は、上告事件のそれに比して、長期的にみてより増加傾向にあるといえ、平成24年の件数（471件）は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の新受件数（248件）を超えており、上告事件と上告受理事件の新受件数を比較すると、平成14年以降、上告受理事件が上告事件を超える年が続いている。

【図6】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

（平均審理期間）

上告事件の平均審理期間についてみると、平成元年から平成18年までは、平成元年、平成9年及び平成15年に13月台になったほかは、7.2月から11.4月の間で推移していたが、平成19年に6.3月となった後は変動しながらも横ばいの状態にあり、平成24年は6.5月となっている。

次に、上告受理事件の平均審理期間についてみると、平成10年（2.1月）から平成15年（12.5月）までは長期化したが、平成16年以降は短縮化傾向にあった。平成20年に5.8月となった後は上記同様変動しながらも横ばいの状態にあり、平成24年は6.5月となっている。

以上のように、平均審理期間が平成20年まで短縮化傾向にあったことの要因については、民事訴訟事件について述べたところと同様のものが考えられる。

もともと、その後、上告事件及び上告受理事件のいずれについても、平均審理期間は、下げ止まりの傾向を示し、近時は変動しながらも横ばいであるところ、その要因としては、平成20年以降の新受件数の増加による影響や、比較的長期間係属していた事件が平成21年以降に数多く終局したことによる影響等が考えられる¹²。

¹¹ 前掲脚注5参照。

¹² 前掲脚注6参照。このほか、行政訴訟事件については、全体の事件数が、上告事件、上告受理事件とも年間400件ないし500件程度であるため、統計上、比較的長期間係属していた事件が数多く終局した年には、平均審理期間が比較的長くなって表れやすいという傾向にあることに留意する必要がある。

○ 審理期間及び終局区分別の事件数及び事件割合

【表7】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、平成24年の審理期間別の事件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の事件数及び事件割合をそれぞれ示したものである。

まず、上告事件の審理期間については、総数（473件）の41.9%に当たる事件（198件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の1.5%（7件）にとどまっている。また、終局区分別にみると、総数（473件）のうち92.2%（436件）が決定（却下決定又は棄却決定）で終局しており、そのうちの44.7%（195件）が3月以内に終局している。

次に、上告受理事件の審理期間については、総数（529件）の39.3%（208件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の2.1%（11件）にとどまっている。また、終局区分別にみると、総数（529件）のうち93.0%（492件）が上告不受理決定で終局しており、そのうちの41.1%（202件）が3月以内に終局している。

判決で終局した事件の平均審理期間は決定で終局した事件に比べて長く、上告事件、上告受理事件のいずれについても、1年を超える期間を要しているが、その件数は多くない。

【表7】 審理期間別の事件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の事件数及び事件割合
(行政上告事件及び行政上告受理事件)

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
事件数	473	30	4	436	3	-
平均審理期間(月)	6.5	14.6	14.6	5.9	2.5	-
3月以内	198 41.9%	1 3.3%	-	195 44.7%	2 66.7%	-
3月超6月以内	111 23.5%	1 3.3%	1 25.0%	108 24.8%	1 33.3%	-
6月超1年以内	86 18.2%	8 26.7%	-	78 17.9%	-	-
1年超2年以内	71 15.0%	20 66.7%	3 75.0%	48 11.0%	-	-
2年を超える	7 1.5%	-	-	7 1.6%	-	-

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理 決定	取下げ	その他
事件数	529	5	20	492	7	5
平均審理期間(月)	6.5	13.5	16.7	6.0	1.9	15.3
3月以内	208 39.3%	-	-	202 41.1%	6 85.7%	-
3月超6月以内	129 24.4%	1 20.0%	2 10.0%	124 25.2%	1 14.3%	1 20.0%
6月超1年以内	118 22.3%	1 20.0%	8 40.0%	109 22.2%	-	-
1年超2年以内	63 11.9%	3 60.0%	4 20.0%	52 10.6%	-	4 80.0%
2年を超える	11 2.1%	-	6 30.0%	5 1.0%	-	-

○ 審理期間別の事件割合の推移

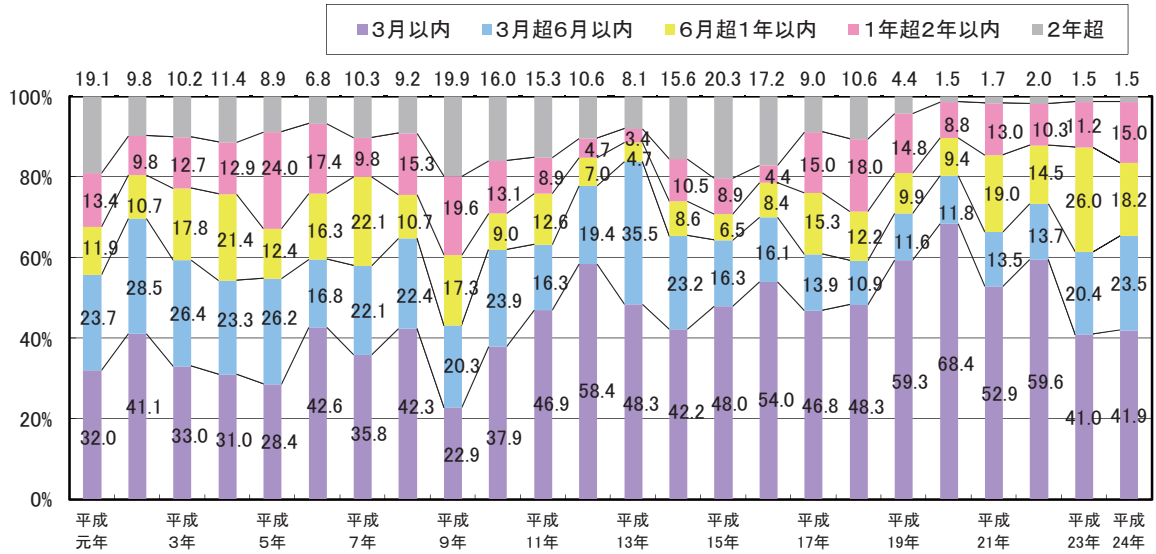
【図8】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、上告事件については平成元年から平成24年までの、上告受理事件については上告受理制度が導入された平成10年から平成24年までの審理期間別の事件割合の経年推移を示したものである。

上告事件の審理期間別事件割合の推移をみると、審理期間が3月以内の事件の割合が最も大きく、平成元年から平成8年までは28.4%から42.6%の間で推移した後、平成9年に22.9%となった以降はおおむね増加し平成20年には68.4%に達したが、その後減少し、平成24年は41.9%となっている。一方、審理期間が3月超6月以内の事件、6月超1年以内の事件、1年超2年以内の事件の割合は、それぞれ増減を繰り返している。審理期間が1年以内（3月以内、3月超6月以内及び6月超1年以内）の事件の割合は、平成19年以降、80%を超えている。審理期間が2年を超える事件の割合は、平成15年の20.3%をピークとして減少し、平成24年には1.5%となっている。

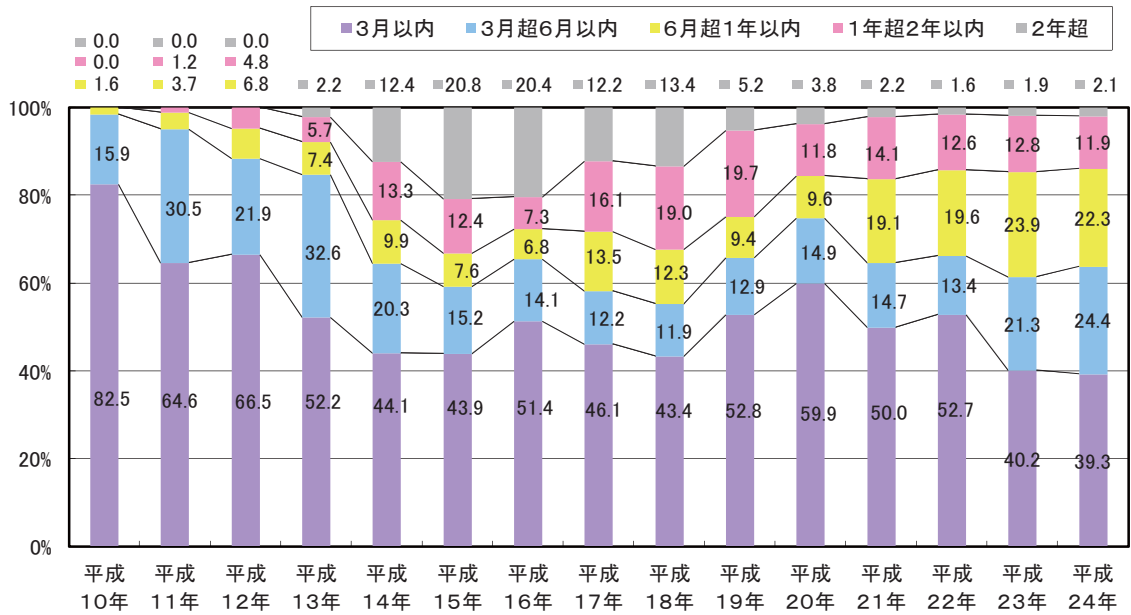
上告受理事件の審理期間別事件割合の推移をみると、審理期間が3月以内の事件の割合は、平成10年には82.5%であったものが、平成18年には43.4%にまで減少したが、その後増加に転じ、平成20年には59.9%にまで増加した後、減少し、平成24年は39.3%となっている。一方、審理期間が3月超6月以内の事件、6月超1年以内の事件、1年超2年以内の事件の割合は、それぞれ増減を繰り返しているが、審理期間が3月以内の事件割合の推移とおおむね逆の増減傾向となっている。審理期間が1年以内（3月以内、3月超6月以内及び6月超1年以内）の事件の割合は、平成20年以降、80%を超えている。審理期間が2年を超える事件の割合は、平成15年の20.8%をピークとして減少し、平成22年には1.6%となったが、平成24年は2.1%となっている。

【図8】 審理期間別事件割合の推移(行政上告事件及び行政上告受理事件)

〈上告事件〉



〈上告受理事件〉



○ 第一審受理から上告審終局までの審理期間の状況

【図9】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、①第一審受理から上告審記録受理までの平均期間、②上告審記録受理から上告審終局までの平均期間、③全体審理期間及びその経年推移をそれぞれ示したものである。

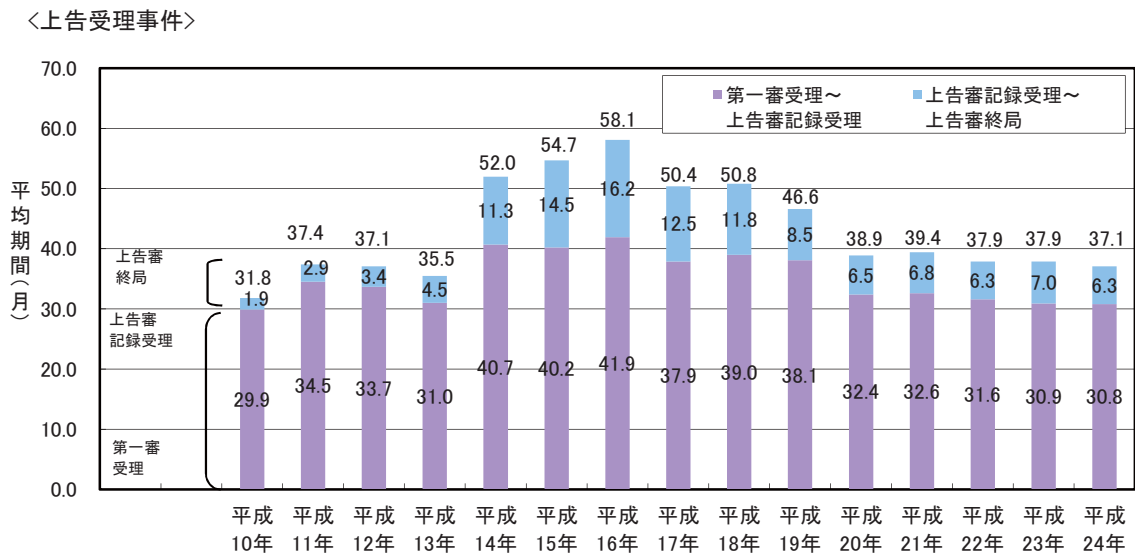
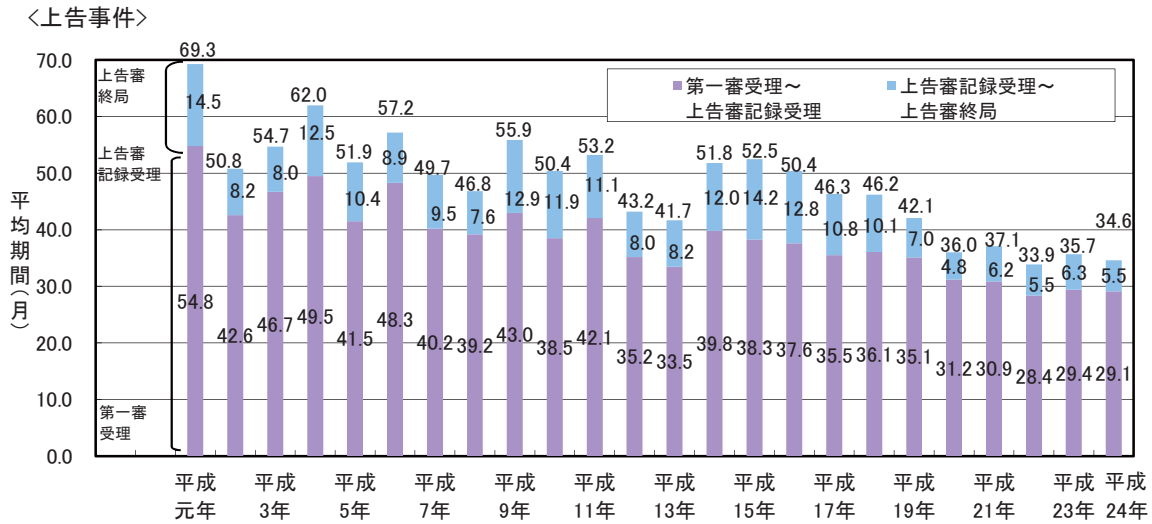
まず、平成24年における全体審理期間をみると、上告事件は34.6月（内訳は、第一審受理から上告審記録受理までの期間¹³が29.1月、上告審記録受理から上告審終局までの期間が5.5月）、上告受理事件は37.1月（内訳は、第一審受理から上告審記録受理までの期間が30.8月、上告審記録受理から上告審終局までの期間が6.3月）となっている。平成24年の全体審理期間のうち、上告審記録受理から上告審終局までの期間が占める割合は、上告事件で15.9%、上告受理事件で17.0%であり、第一審受理から上告審記録受理までの期間が大部分を占めている。

次に、全体審理期間の経年推移をみると、上告事件は、平成16年以降、短縮化傾向にあり、平成20年（36.0月）には、平成元年（69.3月）に比べて48.1%（33.3月）短縮したものの、平成20年以降は年による増減はあるがほぼ同水準にある。また、上告事件の第一審受理から上告審記録受理までの期間も、平成15年以降、おおむね短縮化の傾向にあり、平成20年（31.2月）以降は年による増減はあるがほぼ同水準にある。

他方、上告受理事件の全体審理期間は、平成10年から平成16年まではおおむね長期化傾向にあったが、平成17年以降短縮化傾向となり、平成20年（38.9月）には平成16年（58.1月）に比べて33.0%（19.2月）短縮化し、平成20年以降は年による増減はあるがほぼ同水準にある。また、上告受理事件の第一審受理から上告審記録受理までの期間も同様であり、平成20年（32.4月）以降は年による増減はあるがほぼ同水準にある。

¹³ 前掲脚注7参照。

【図9】 全体審理期間及びその内訳の推移（第一審受理から上告審終局まで）
（行政上告事件及び行政上告受理事件）



※ 高裁第一審判決に対する上告事件及び上告受理事件を除く。

【表10】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、第一審受理から上告審終局までの期間別の事件数及び事件割合を示したものである。

これによると、上告事件では、第一審受理から上告審終局までの期間が1年以内の事件が2.9%、1年超2年以内の事件は31.4%、2年超3年以内の事件は30.9%であり、65.2%の事件が第一審から上告審まで3年以内に終局している。

上告受理事件でも、第一審受理から上告審終局までの期間が1年以内の事件が2.3%、1年超2年以内の事件は24.5%、2年超3年以内の事件は31.7%であり、58.5%の事件が第一審から上告審まで3年以内に終局している。

【表10】 第一審受理から上告審終局までの期間別の事件数及び事件割合
（行政上告事件及び行政上告受理事件）

審理期間	上告事件	上告受理事件
事件数	385	432
平均審理期間(月)	34.6	37.1
1年以内	11 2.9%	10 2.3%
1年超2年以内	121 31.4%	106 24.5%
2年超3年以内	119 30.9%	137 31.7%
3年超5年以内	103 26.8%	136 31.5%
5年を超える	31 8.1%	43 10.0%

※ 高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

【民事・行政訴訟事件のまとめ】

第4回報告書概況編235頁においては、民事・行政訴訟事件については、基本的には、15人の裁判官で、極めて多数の事件を相当迅速に審理していることがみて取れるものの、新受件数が増加傾向にあって高水準で推移していること、事件の大半が決定により終局していることなどに照らすと、最高裁判所が真に重要な法律問題に十分な力を注げるようにすることを企図した現行民事訴訟法の趣旨にかなった状況にはなっていないのではないかと考えられ、上告審の新受件数の増加が続くことが予想されることなどから、真に重要な法律問題を含む事件の審理を迅速に行うことに困難が生じる可能性も否定できないように思われる旨の指摘がされたところである。

最新の統計データによっても、上記のような動向に変化は見られず、近時は、更なる新受件数の増加の影響等の下で、平均審理期間の下げ止まりないし長期化の傾向も見られ、上記指摘に係る状況がより進行しているようにも考えられる。もっとも、民事第一審訴訟事件について平成21年をピークに新受件数が減少に転じている中で上告審について現状のような新受件数の状況が継続するか否かは判然としないところであり、第4回報告書において指摘した上告審に係る種々の視点を踏まえ、引き続き動向を注視する必要があるものと考えられる。

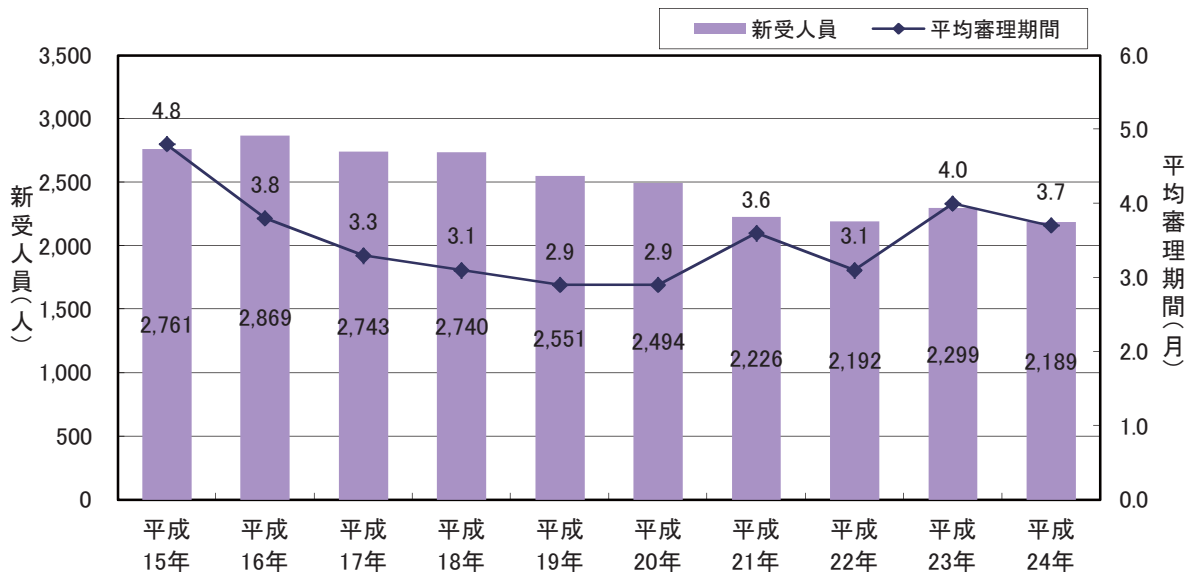
2. 2 刑事訴訟事件の概況

○ 新受人員及び平均審理期間の推移

【図1】は、平成15年から平成24年までの上告事件の新受人員及び平均審理期間の推移を示したものである¹。上告事件の新受人員は、平成16年は2869人であったが、平成17年以降は緩やかな減少傾向にあり、平成22年には2192人となったが、その後は横ばいであり、平成24年は2189人となっている。

また、上告事件の平均審理期間をみると、平成15年は4.8月であったが、平成16年以降短縮化し、平成23年を除き、2月台後半から3月台後半で推移し、平成24年は3.7月となっている。なお、平成23年に審理期間が4.0月と他の年よりもやや長くなった一因としては、事件処理に期間を要する複雑困難な事件が例年より多く既済となったことが考えられ、統計データをみても、審理に2年超を要した複雑困難な事件の割合が、平成17年以降おおむね終局人員総数の1.0%から2.0%で推移していたが、平成23年は総数の2.9%となっている（後掲【図3】）。

【図1】 新受人員及び平均審理期間の推移（刑事上告事件）



¹ 本報告書では、最高裁判所における刑事訴訟事件（高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件）を対象としている。

○ 終局区分別の終局人員及び審理期間の分布状況

【表2】は、平成24年における上告事件の終局区分別の終局人員及び審理期間の分布状況を示したものである。終局人員総数は2313人である。また、総数の約8割の事件が3月以内に、9割以上の事件が6月以内にそれぞれ終局している。終局区分の内訳別に見ると、上告棄却により終局した人員は総数の約8割を占め、その平均審理期間は4.2月である。また、取下げによる終局が総数の約2割を占めている。破棄判決（破棄自判及び破棄差戻・移送）により終局した事件の平均審理期間は、破棄自判が9.0月、破棄差戻・移送が33.0月と長期間を要しているが、そうした事件は極めて少数にとどまっている。

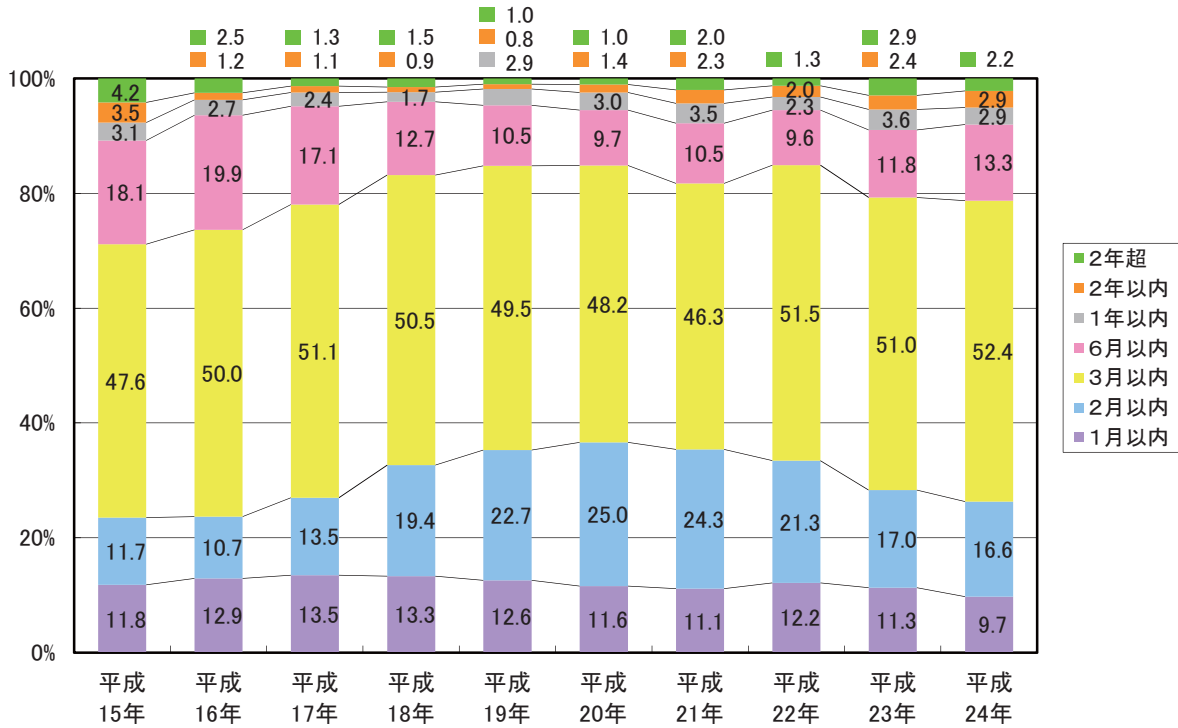
【表2】 終局区分別の終局人員及び審理期間の分布状況(刑事上告事件)

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	2,313	1	2	1,895	6	409
平均審理期間(月)	3.7	9.0	33.0	4.2	8.0	1.1
1月以内	225 9.7%	-	-	-	1 16.7%	224 54.8%
1月超2月以内	384 16.6%	-	-	243 12.8%	1 16.7%	140 34.2%
2月超3月以内	1,212 52.4%	-	-	1,172 61.8%	1 16.7%	39 9.5%
3月超6月以内	307 13.3%	-	-	300 15.8%	1 16.7%	6 1.5%
6月超1年以内	68 2.9%	1 100.0%	-	66 3.5%	1 16.7%	-
1年超2年以内	67 2.9%	-	1 50.0%	66 3.5%	-	-
2年を超える	50 2.2%	-	1 50.0%	48 2.5%	1 16.7%	-

○ 審理期間別事件割合の推移

【図3】は、平成15年から平成24年までの上告事件の審理期間別事件割合の推移を示したものである。審理期間別事件割合の推移をみると、平成15年から平成16年までは、審理期間3月以内の事件が占める割合が75%程度で推移し、平成17年以降は審理期間3月以内の事件の割合が80%前後で推移している。また、平成16年以降、終局人員総数の9割以上が6月以内に終局している。一方、審理期間が2年を超える事件割合は、平成15年は4.2%であったが、その後は1%台から2%台で推移しており、平成24年は2.2%となっている。

【図3】 審理期間別事件割合の推移(刑事上告事件)



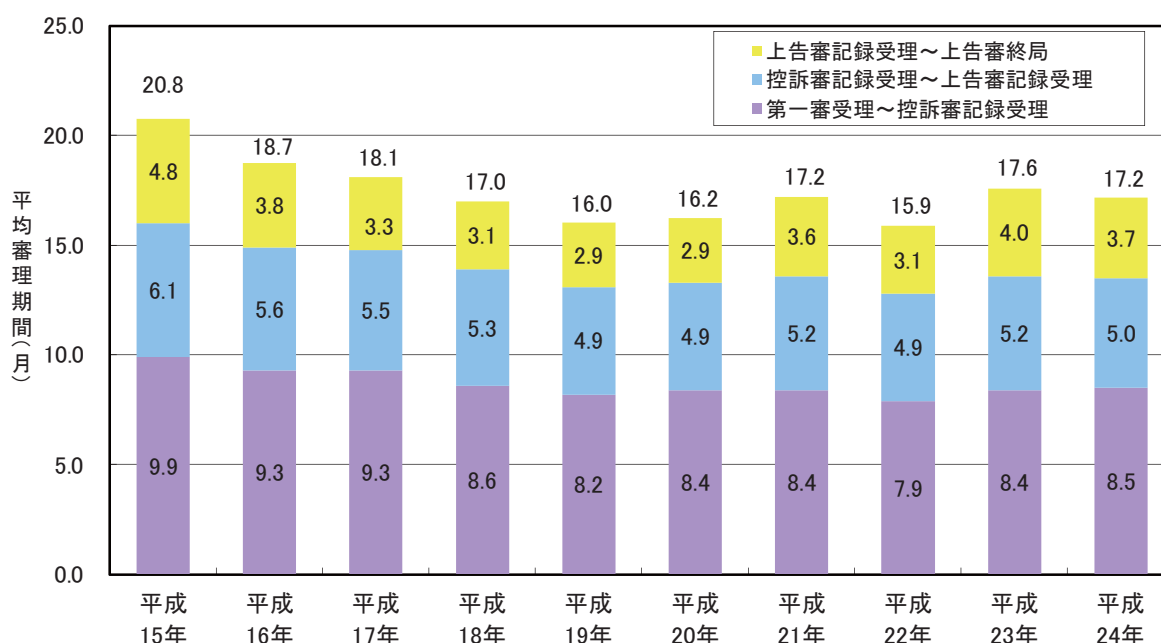
○ 第一審受理から上告審終局までの平均期間及びその推移

【図4】は、①第一審受理から控訴審記録受理までの平均期間、②控訴審記録受理から上告審記録受理までの平均期間、③上告審記録受理から上告審終局までの平均期間、④第一審受理から上告審終局までの平均期間（以下「全体審理期間」という。）及びその推移をそれぞれ示したものである。

まず、平成24年における全体審理期間をみると、17.2月（内訳は、①第一審受理から控訴審記録受理までの期間が8.5月、②控訴審記録受理から上告審記録受理までの期間が5.0月、③上告審記録受理から上告審終局までの期間が3.7月）である。平成24年の全体審理期間のうち、③上告審記録受理から上告審終局までの期間が占める割合は21.5%であり、第一審受理から上告審記録受理までの期間（①及び②）が全体審理期間の8割弱と、大きな割合を占めている。

次に、全体審理期間の推移をみると、平成15年まで長期化した後、平成16年から平成19年までは、各審級の審理期間が短縮化したことに伴って、全体審理期間も短縮化傾向となったが、平成20年以降は各審級の審理期間の増減の影響を受けて全体審理期間も増減しており、平成24年は17.2月となっている。

【図4】 全体審理期間及びその内訳の推移(刑事上告事件)



○ まとめ

以上のとおり、新受人員は、平成16年をピークとして、緩やかな減少傾向にあったが、平成22年以降は横ばいである。

平均審理期間は、近年では、事件処理に期間を要する複雑困難な事件の終局件数等に影響を受けて変動した年もあるが、おおむね短縮化する傾向にあるといえ、平成16年以降、終局人員総数の9割以上の事件が6月以内に終局していることからみても、おおむね迅速に審理されているといえる。

また、取下げにより終局した事件を除く上告事件のほとんどが上告棄却により終局しており、破棄自判及び破棄差戻・移送により終局した事件の平均審理期間は長期間を要しているが、そうした事件は極めて少数にとどまっている。

さらに、全体審理期間のうち、上告審の審理期間が占める割合は2割程度であり、第一審受理から上告審記録受理までの期間の占める割合が大きくなっている。